

新庄村地域防災計画

新庄村防災会議

新庄村地域防災計画 目次

第1編 総則	1
第1章 計画の主旨	3
第2章 村の概要	5
第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	9
第2編 災害予防計画	21
第1章 防災業務体制の整備	23
第2章 広域的応援体制の整備	25
第3章 情報・通信施設・設備等の整備	27
第4章 消防・水防体制の整備	28
第5章 救助・救急・医療体制の整備	30
第6章 避難体制の整備	33
第7章 要配慮者の安全確保計画	38
第8章 食料・飲料水・生活必需品の確保	41
第9章 文教対策の強化	43
第10章 治山対策の推進	46
第11章 造林対策の推進	47
第12章 砂防対策の推進	48
第13章 河川の防災対策の推進	49
第14章 ため池・農地等の防災対策の推進	50
第15章 地盤沈下対策の推進	51
第16章 道路の防災対策の推進	52
第17章 ライフライン施設の防災対策の推進	53
第18章 危険物等施設の防災対策の推進	56
第19章 火災予防対策の推進	57
第20章 林野火災予防対策の推進	58
第21章 防災意識の向上	60
第22章 自主防災組織の確立	62
第23章 防災訓練の実施	64
第24章 防災対策の整備・推進	67
第3編 災害応急対策計画	68
第1章 防災組織	70
第2章 防災活動	87
第3章 災害広報及び報道	98
第4章 災害救助法の適用	100
第5章 避難及び避難所の設置	102

第 6 章	消火活動	111
第 7 章	救出	115
第 8 章	食料の供給	116
第 9 章	飲料水の供給	118
第 10 章	被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与	119
第 11 章	医療・助産	120
第 12 章	死体の捜索・検視・処理・埋葬	121
第 13 章	防疫・保健衛生	122
第 14 章	清掃	124
第 15 章	住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	125
第 16 章	文教災害対策	127
第 17 章	社会秩序の維持	130
第 18 章	交通規制	131
第 19 章	道路啓開	133
第 20 章	輸送	134
第 21 章	電気の供給	136
第 22 章	ガスの供給	137
第 23 章	水道の供給	138
第 24 章	防災営農	139
第 25 章	水防活動	141
第 26 章	自衛隊の災害派遣	143
第 27 章	応援・雇用	148
第 28 章	ボランティアの受入、活用	150
第 29 章	義援金品等の募集・受付・配分	152
第 30 章	雪害対策	154
第 31 章	林野火災	155
第 4 編	災害応急対策計画 その他災害対策編	158
第 1 章	道路災害対策	159
第 2 章	航空機事故災害対策	161
第 4 章	危険物等災害対策	163
第 5 章	高圧ガス災害対策	166
第 6 章	火薬類災害対策	168
第 7 章	放射性物質災害対策	170
第 8 章	有害ガス等災害対策	172
第 9 章	集団事故災害対策	173
第 5 編	災害復旧・復興計画	176
第 1 章	復旧時における役割	178
第 2 章	公共施設等の復旧・復興	179

第 3 章	激甚災害の指定	181
第 4 章	災害復旧事業に伴う財政援助・助成	183
第 5 章	災害復旧事業に必要な融資等	184

第 1 編 総則

第1章 計画の主旨

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新庄村防災会議が作成するものであり、本村の地域に係る防災に関し、村及び村内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）が処理すべき事務または業務の大綱、村民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定める。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

【資料】新庄村防災会議条例

【資料】新庄村防災会議委員

第2 計画の性格

新庄村地域防災計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画は「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係各機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。

第3 計画の構成

本計画は、国及び岡山県の計画に合わせるとともに、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう災害の種類ごとに計画を作成し、次の5編をもって構成している。

- | | |
|-----|-------------------|
| 第1編 | 総則 |
| 第2編 | 災害予防対策計画 |
| 第3編 | 災害応急対策計画 風水害対策編 |
| 第4編 | 災害応急対策計画 その他災害対策編 |
| 第5編 | 災害復旧・復興計画 |

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第5 災害の想定

本計画の作成にあたっては、本村における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中、過疎化による農地・山林の荒廃等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ・暴風等による災害
- ・大雨等による災害
- ・上記のほか異常気象による災害
- ・大規模な火災
- ・危険物の爆発等による災害
- ・可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
- ・有害ガスの漏洩・拡散等による災害
- ・道路構造物の被災等による道路災害
- ・航空機事故における災害
- ・その他の特殊災害

第6 用語の意義

本計画において、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、災害時要配慮者等、用語の意義は、それぞれ資料編に定めるところによるものとする。

【資料】用語の意義

第2章 村の概要

第1 自然的条件

1 地勢

本村は、岡山県の北西部に位置し、東は真庭市、西は新見市及び、鳥取県日野町、南は新見市及び真庭市、北は真庭市及び鳥取県江府町に隣接しており、総面積は67.1㎢で、標高1,218mの毛無山をはじめ総面積の91%を山林が占めている。

また、岡山県の三大河川の一つである旭川の源流域の新庄川があり、この新庄川が地域の中央部を支流と合流しながら南下している。豊かな森林資源に合わせ、流域には「不動滝」や「野土路の水」など多くの観光資源があり、南部には「がいせん桜」、新庄川を沿って平坦地が広がり、農用地及び商業地、工業地が形成されている。

2 気候

- | | |
|---------|---|
| ①年間降水量 | 2,000mm～2,500mm |
| ②年間平均気温 | 12.3℃ |
| ③特 徴 | 中国山地に位置するため、夏季は短く冷涼であり、冬季は積雪期間は長いが最近の温暖化現象のため少ない。 |

第2 社会的条件

1 人口・世帯数

本村の人口は、昭和30年をピークとして減少傾向にあり、平成27年の人口は、866人（国勢調査）となっている。また、世帯数は330世帯となっている。

2 年齢構成

平成22年国勢調査の65歳以上人口は391人と、総人口の38.2%を占めており、平成12年の前回調査より1.1ポイント増加している。老年人口の比率は、岡山県の比率20.2%を大きく上回っている。

また、平成20年4月における要介護者及び要支援者の人口に対する割合は、6.6%と岡山県の4.1%より高く、これらの災害時要配慮者への対策が重要となる。

3 産業

平成17年国勢調査の産業別就業人口は、第1次産業16.2%（岡山県6.5%）、第2次産業33.8%（岡山県32.4%）、第3次産業50.0%（岡山県60.4%）となっている。第3次産業が増加傾向にあるものの、農林業中心の第1次産業が岡山県全体に比べ高くなっている。

4 交通

道路は、東西に延びて鳥取県米子市及び岡山県真庭市に繋がっている国道181号、真庭市の南部及び真庭市北部と繋がっている県道北房川上線がある。古くから出雲街道があり、山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であった。鉄道はなく、交通面では道路交通に大きく依存している

第3 災害履歴

1 風水害

昭和30年以降の本村に災害救助法が適用された災害やその他の災害で人的被害、住家被害を中心とした主な風水害は次のとおりである。

(1) 昭和34年7月5日 局地豪雨

7月5日16時～7月6日2時の間に220mmの雨量を記録し、1時間最大雨量は7月5日19時40分の81.5mmに達した。本村に隣接している真庭市蒜山地域では被害は、死者1名、住家全半壊12戸、住家流出4戸、床上浸水113戸、田畑流出810ha、道路決壊47ヶ所、橋梁流出48ヶ所、堤防決壊39ヶ所の大きな被害となった。

(2) 昭和38年7月11日 集中豪雨

県下1市12町2村に災害救助法が適用され、死者1名、住家全壊43戸、半壊172戸、床上浸水3,721戸の大きな被害となった。村内においても多くの農作物被害、田畑の流出や冠水被害、一部で土木被害をもたらした。

(3) 昭和47年7月9日～13日 集中豪雨

梅雨前線が停滞し活発化したため、7月9日～7月13日の間に405mmの雨量を記録し、県下4市17町に災害救助法が適用され、死者16名、負傷者43名、住家全壊270戸、半壊516戸、床上浸水3,588戸の大きな被害をもたらした。北房町、落合町においても災害救助法が適用され、死者2名、負傷者9名、住家全壊9戸、半壊39戸、浸水家屋2,162戸とあわせ、各所において道路決壊、橋梁流出などの土木被害をもたらした。また、災害救助法が適用されなかったその他の合併前の真庭市旧町村内においても河川氾濫、道路決壊、田畑の流出冠水の被害を受けた。

(4) 昭和56年7月13日 局地集中豪雨

7月13日13時～23時の間に268mmの雨量を記録し、1時間最大雨量は14時～15時にかけて77mmに達し、美甘村や湯原町において死者2名、負傷者3名、住家全壊23戸、半壊63戸、床上浸水125戸の大きな被害となり、湯原町には災害救助法が適用された。

(5) 平成3年9月27日 台風19号

台風19号により、最大瞬間風速25m/秒以上の暴風が吹き荒れ、落合町におい

ては、半壊 1 戸、一部損壊 31 戸、家屋損傷 558 戸、農業施設の損壊、多くの林業被害、北房町では、全壊 1 戸、半壊 3 戸、家屋損傷 276 戸、川上村においても、家屋損傷 39 戸の被害を受けた。

(6)平成 10 年 10 月 17 日 台風 10 号

台風 10 号による 10 月 16 日から 18 日にかけての集中豪雨により、県中北部を中心に大きな被害を受けた。

岡山県においては死者 5 人、全壊 19 棟、床上浸水 2,668 棟となり、1 市 3 町に災害救助法が適用された。合併前の真庭市旧町村内においても多くの農作物被害、田畑の流出や冠水被害、土木被害、道路決壊、床下浸水等の被害をもたらし、落合町においては土石流が発生した。

(7)平成 16 年 10 月 20 日 台風 23 号

平成 16 年はこれまでの最高となる 10 個の台風が日本に上陸し、岡山県においても 5 市 4 町が災害救助法の適用を受けた 8 月 30 日の台風 16 号、9 月 7 日の台風 18 号、10 月 20 日の台風 23 号により大きな被害を受けた。

台風 23 号による暴風雨は、岡山県全域で死者 7 名、負傷者 34 名、全壊 13 戸、半壊 54 戸、一部破壊 5,193 戸、床上浸水 352 戸、床下浸水 1,465 戸の被害をもたらし、合併前の真庭市旧町村においても負傷者 5 名、半壊 19 戸、一部破壊 292 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 5 戸、公共建物被害 20 棟、道路損壊 49 箇所、がけ崩れ 5 箇所、水道断水 200 戸、電話不通 800 戸、停電 5,200 戸の被害を受けた。

また、岡山県北一帯においては、森林が風倒木の大被害を受け被害面積は津山市、勝山町、東栗倉村、富村、鏡野町、久世町、奈義町など 54 市町村で 5,483 ヘクタールに及び農林激甚災害の指定を受けた。

第 4 その他災害

(1)平成 17 年 12 月からの大雪

12 月 24 日には真庭市蒜山上長田で、12 月の最深積雪が歴代 1 位 (98 cm) となり、記録的な大雪となった。

村では平成 17 年 12 月 25 日に新庄村災害対策本部を設置して不測の事態に備える体制整備を行い、消防団が独居老人や高齢者世帯等の雪降ろしのため出動した。

蒜山地域を中心に積雪による住家の一部損壊 18 戸、非住家の全壊 11 棟、半壊 3 棟の被害が発生した。

(2)平成 20 年 2 月からの大雪

村では平成 20 年 2 月 29 日に新庄村災害対策本部を設置して不測の事態に備える体制整備を行い、消防団が独居老人や高齢者世帯等の雪降ろしのため出動した。

出典：災害履歴の被害件数等については、岡山県地域防災計画（資料編）、おかやま防災ナビ、災害発生状況等を取りまとめた。

なお、自治体の名称は災害発生時のものを使用している。

第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

村及び村区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 実施責任

1 新庄村

村は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、または防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 自衛隊及び指定地方行政機関等

指定地方行政機関は、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

4 村区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第2 新庄村の処理すべき事務または業務の大綱

1 新庄村

- 防災意識の普及啓発及び防災訓練に関する事。
- 災害に関する予警報等の発令及び伝達に関する事。
- 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 災害広報に関する事。
- 避難勧告、避難指示又は避難準備情報の発令に関する事。
- 被災者の救助に関する事。
- 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
- 被害の調査及び報告に関する事。
- 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置に関する事。
- 水防活動、消防活動に関する事。
- 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧に関する事。
- 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。
- 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備に関する事。
- 被災者に対するり災証明の調査及び発行に関する事。
- 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関する事。
- 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。

2 消防団

- 消防団員の教育及び訓練に関する事。
- 消防資機材の整備、備蓄に関する事。
- 消防活動の実施に関する事。
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関する事。
- 災害の防除、警戒、鎮圧に関する事。
- 要救助被災者の救出、救助に関する事。
- 避難及び救護の協力に関する事。

8 教育委員会

- 学校等における防災教育及び訓練の実施に関する事。
- 学校施設等の災害予防対策及び災害応急対策に関する事。
- 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事。

第3 岡山県の処理すべき事務または業務の大綱

1 岡山県

- 防災意識の普及啓発及び防災訓練に関すること。
- 災害に関する予警報等の発令及び伝達に関すること。
- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 災害広報に関すること。
- 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示に関すること。
- 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置に関すること。
- 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
- 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。
- 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置に関すること。
- 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること。
- 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧に関すること。
- 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋に関すること。
- 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- 指定行政機関に対する災害応急対策等のための職員の派遣要請に関すること。
- 県の管理する港湾区域並びに漁港区域の施設の維持管理及び清掃等に関すること。
- 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保に関すること。

2 県警察（真庭警察署）

- 災害警備計画に関すること。
- 災害警備用資機材の整備に関すること。
- 災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。
- 救出救助及び避難誘導に関すること。
- 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視に関すること。
- 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関すること。
- 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持に関すること。
- 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力すること。

第4 自衛隊及び指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱

1 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊 日本原駐屯地）

- 避難の援護救助に関すること。
- 遭難者の捜索、救助に関すること。
- 水防活動に関すること。
- 消火活動に関すること。
- 道路または水路の応急啓開に関すること。
- 診療防疫への支援に関すること。
- 通信支援に関すること。
- 人員及び物資の緊急輸送に関すること。
- 炊飯及び給水の支援に関すること。
- 救援物資の無償貸付けまたは譲与に関すること。
- 交通整理の支援に関すること。
- 危険物（火薬類）の除去に関すること。
- その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動に関すること。

2 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- 農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等に関すること。
- 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集に関すること。
- 生鮮食料品、農畜産用資材等の供給における必要な指導に関すること。
- 農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導に関すること。
- 農地、農業施設等の応急措置、復旧事業の実施及び指導に関すること。
- 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等に関すること。
- 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導に関すること。
- 応急米穀の緊急引渡しに関すること。
- 災害発生の場合において、種子粃の調達、調達の斡旋に関すること。

(2) 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

- 山腹並びに溪間工事等の治山事業を実施、緊急復旧に関すること。
- 国有林野の火災の予防、火災の速やかな鎮火、延焼の防止に関すること。
- 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防に関すること。
- 応急復旧用の国有林材の供給、木材関係団体への供給の要請に関すること。
- 災害応急対策に必要な機械器具等の貸付、協力に関すること。

(3) 中国経済産業局

- 災害情報の収集及び伝達並びに災害原因調査に関すること。
- 火薬類、高圧ガス等の危険物、電気、ガス等の施設の保安に必要な監督、指導に関すること。
- 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。
- 災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関すること。
- 中小企業者の業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置に関すること。

(4) 中国四国産業保安監督部

- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 鉱山における危害及び鉱害の防止に関する監督指導に関すること。
- 鉱山施設の保全に関する監督指導に関すること。

(5) 中国運輸局（岡山運輸支局）

- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督に関すること。
- 物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達、の幹、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導に関すること。
- 特に必要な際の自動車運送事業者に対する運送命令に関すること。

(6) 大阪管区気象台（岡山地方気象台）

- 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- 気象、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災関係機関への通知に関すること。
- 迅速かつ適切な情報収集・伝達のための体制、設備等の充実に関すること。
- 国または県の洪水予報指定河川における洪水予報に関すること。
- 防災情報の解説等に関すること。

(7) 中国総合通信局

- 災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための指導に関すること。
- 非常通信協議会の育成指導に関すること。
- 災害時の非常通信の運用監理に関すること。
- 災害対策用移動通信機器等の貸与及び事業者等に対する要請に関すること。

(8) 岡山労働局（県内各労働基準監督署）

- 爆発その他の災害を防止するための監督指導に関すること。
- 労災病院、労災保険の指定病院等に対する医師等の派遣、救急薬品の配布等に関すること。
- 二次的災害を防止するため危険・有害物の漏洩防止等保安装置、労働者の退避等の必要な監督・指導・調査に関すること。
- 作業再開時の必要な指導に関すること。
- 災害応急・復旧工事等に対する指導監督、労働者の安全確保に関すること。
- 被災事業場労働者に対する労災保険の給付に関すること。
- 労働保険料の納付猶予及び換価猶予に関すること。
- 災害の原因調査に関すること。

(9) 中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

- 気象、水象の観測に関すること。
- 直轄河川の維持・管理、改修、防災施設の整備、水防警報の発表に関すること。
- 洪水予報指定河川における洪水予報に関すること。
- 洪水予報指定河川における浸水想定区域の指定及び見直しに関すること。
- 国道の直轄管理区間の維持・管理、改築、道路情報の伝達に関すること。

3 指定公共機関

(1) 日本郵政公社（各郵便局）

- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- 被災者の郵便物の料金免除に関すること。
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
- お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分に関すること。
- 災害ボランティア口座寄附金の配分に関すること。
- 被災者救援の寄附金送金の郵便振替の料金免除に関すること。
- 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
- 簡易保険福祉事業団に対する災害救援活動の要請に関すること。
- 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。

(2) 西日本電信電話株式会社（岡山支店）

- 情報等の正確、迅速な収集、伝達に関すること。
- 防災応急措置の実施に必要な通信施設の優先利用に関すること。
- 必要な公衆通信施設の整備に関すること。
- 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備に関すること。
- 公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧に関すること。
- 気象等の警報の市町村への連絡に関すること。

(3) 株式会社 NTT ドコモ中国（岡山支店）

- 情報等の正確、迅速な収集、伝達に関すること。
- 防災応急措置の実施に必要な通信施設の優先利用に関すること。
- 電気通信施設の整備に関すること。
- 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備に関すること。

(4) 日本赤十字社（岡山県支部）

- 常備救護班の体制の整備、災害時の医療・助産、その他の救護に関すること。
- 緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）の備蓄、被災者への給付に関すること。
- 血液（保存血液及び成分製剤）の確保供給に関すること。
- 義援金の募集及び配分に関すること。

(5) 日本放送協会（岡山放送局）

- 気象等の予警報及び被害状況等の報道に関すること。
- 防災知識の普及に関する報道に関すること。
- 緊急警報放送等、災害情報の伝達に関すること。
- 義援金品の募集及び配布についての協力に関すること。

(6) 中国電力株式会社（津山営業所）

- 電力供給施設の災害予防措置に関すること。
- 被災施設の早期復旧、供給力の確保に関すること。

(7) 日本通運株式会社（岡山支店）

- 災害時の即応体制の整備に関すること。
- 災害時における物資の緊急輸送に関すること。

(8) 西日本高速道路株式会社

- 高速自動車道路の改良、維持、その他管理、及び道路情報の伝達に関すること。

(9) 日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）

- 放射線災害の防止及び応急対策に関すること。

4 指定地方公共機関

(1) 各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山高エム放送株式会社）

○日本放送協会に準ずる。

(2) 各ガス事業会社（岡山ガス株式会社）

○ガス施設の災害予防措置に関すること。

○被災施設の復旧、早期供給再開に関すること。

(3) 社団法人岡山県トラック協会

○緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄に関すること。

○災害応急活動のための車両借り上げ要請に対する配車に関すること。

(4) 岡山貨物運送株式会社

○日本通運株式会社に準ずる。

(5) 社団法人岡山県医師会

○医療及び助産活動の協力に関すること。

○防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。

第5 村区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

1 公共的団体

(1) 自治会・地域自主組織

- 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること。
- 災害時における避難・救助活動の協力に関すること。

(2) 自主防災組織

- 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行うこと。
- 防災用資機材の整備を行うこと。
- 災害時要配慮者等避難者の誘導及び救出救護を行うこと。
- 村が行う被災者に対する避難所運営業務等災害対策全般に関すること。

(3) 新庄村社会福祉協議会（日赤奉仕団）

- 災害時における災害時要配慮者対策に関すること。
- 被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。
- 被災者に対する看護に関すること。
- 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること。
- 被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資に関すること。
- 義援金の募集、配分に関すること。

(4) 真庭農業協同組合、真庭森林組合等

- 村が行う農林関係の被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。
- 農林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
- 飼料、肥料等の確保またはあっせんに関すること。

(5) 真庭商工会

- 村が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。
- 村災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力に関すること。
- 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。
- 救助用物資、復旧資材確保についての協力に関すること。

(6) 真庭市医師会

- 災害時における医療救護活動への協力に関すること。

(7) 交通指導委員会

○村が行う災害時における交通対策への協力に関すること。

(8) 防犯連合会

○災害時における防犯対策に関すること。

(9) 民生・児童委員

○通常時における要援護高齢者や障害者の把握に関すること。

○災害時における災害時要配慮者対策への協力に関すること。

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し村が行う防災活動について、積極的に村及び防災関係機関等に協力するものとする。

(1) 病院等医療施設の管理者

○避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

○被災時における収容者の収容保護に関すること。

○災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。

(2) 社会福祉施設の管理者

○災害時における施設入所者の安全確保に関すること。

(3) 金融機関

○被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関すること。

(4) 学校、保育所

○避難設備の整備と避難等の訓練に関すること。

○施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関すること。

○被災時における教育の対策に関すること。

○被災施設の災害復旧に関すること。

(5) 危険物等の取扱い施設の管理者

- 施設の防災管理に関すること。
- 災害時における危険物の保安措置に関すること。

(6) 店舗、民宿等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

- 施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること。

(7) ため池・水路管理者

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- ため池・水路等の施設の被害調査に関すること。
- 湛水防除に関すること。
- ため池・水路等の施設の復旧事業の推進に関すること。

(8) その他の防災上重要な施設の管理者

- 前記(1)～(7)の各施設に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること。

第6 村民・事業所の責務

村民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

- 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること。
- 災害備蓄等、災害への備えをすること。
- 災害時に自らの生命、身体及び財産を守ること。地域の中で応急対策に協力すること。

第 2 編 災害予防計画

第1章 防災業務体制の整備

村及び防災関係機関等は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう防災業務体制の整備に努める。

実施機関	全課
------	----

第1 職員の参集・活動体制の整備

1 参集基準の明確化

村及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ参集基準を見直し、明確化を図り、職員の非常参集体制の充実に努める。特に休日、夜間、早朝等の勤務時間外の対応について明確にしておくものとする。

2 マニュアルの作成・見直し

村及び防災関係機関は、災害時の応急活動に関するマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、実情に応じて見直しを図り、非常参集体制の充実に努める。

3 資機材等の使用方法等の習熟

村及び防災関係機関は、災害時に迅速に資機材を活用できるよう、資機材の活動手順、使用方法等の習熟に努める。

第2 情報収集・連絡体制の整備

1 防災情報システムの活用

気象情報及び河川情報を早期に提供する県の総合防災情報システムを活用できるよう、システムの内容、活用方法等の習熟に努める。

2 非常連絡体制の整備

村及び防災関係機関は、災害時に電話が不通になった場合においても関係機関、職員等と連絡ができるよう、非常通信体制の整備に努める。

3 災害時の情報収集体制の整備

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を実施する上で、被害状況等の情報は必要不可欠であるため、災害時における情報の収集体制の充実に努める。

第3 防災関係機関相互の連絡体制の整備

1 連絡体制の強化

村及び防災関係機関は、災害時に相互に連絡がとれるよう、日ごろから災害の連絡体制の強化に努める。

2 災害時における派遣等

村及び防災関係機関は、災害時に必要に応じて、職員の派遣が相互にできるよう、災害時の体制の充実に努める。

第2章 広域的応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、村の機関だけでは対応できない事態が想定されるため、広域の応援体制の強化に努める。

実施機関	全課・真庭市消防本部・真庭警察署
------	------------------

第1 村の協定の締結

村は、災害時に他市町村、防災関係機関及び事業所等民間団体等に対して応援の要請ができるよう、交流事業等を通じ、広域的な相互応援協定等の締結に努める。

また、災害時に既に締結した市町村、防災関係機関等の応援要請を受けられるよう、協定に基づき運用等の習熟に努める。

■村の応援協定締結状況

応援協定	協定市町村等	協定の日付
岡山県下消防相互応援協定	県内市町村・消防組合	平成20年3月31日
災害時における応援協定	真庭環境衛生管理株式会社	平成19年10月2日
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	真庭地区木材組合	平成20年3月11日
鳥取・岡山県境連絡推進協議会災害時応援協定	鳥取・岡山県境連絡推進協議会加入市町村	平成21年5月11日

【資料】岡山県下消防相互応援協定

【資料】災害時における応援協定

【資料】大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

【資料】鳥取・岡山県境連絡推進協議会災害時応援協定

第 2 県の協定の締結

県は、中国地方 5 県と平成 7 年 7 月 13 日に、中国・四国地方 9 県と平成 7 年 12 月 5 日に「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。締結した協定の概要は次のとおりである。

■ 県の協定締結内容

- ・食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ・救援、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- ・医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ・被災者を一時収容するための施設の提供

第 3 受け入れ体制の整備

災害時に派遣された職員、部隊等を円滑に受け入れられるよう、応援部隊の活動拠点、宿舎等の候補地、駐車場、ヘリコプターの臨時離着陸候補地等を定めるとともに、調整担当窓口を明確にし、受け入れ体制の整備に努める。

第3章 情報・通信施設・設備等の整備

村及び防災関係機関は、それぞれ処理すべき業務を迅速かつ的確に実施できるよう、施設・設備等の充実に努める。

実施機関	全課・真庭市消防本部
------	------------

第1 気象等観測施設・設備の整備

気象、水象等の自然現象の観測または予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実に努める。

第2 通信施設・設備の整備

1 災害情報伝達のための通信施設の整備

村は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、周辺市町村、県、防災関係機関との情報連絡網の整備を進め、災害時優先電話、防災行政無線の整備等により情報伝達体制の充実強化を図るとともに、直接住民に情報伝達が行えるように高度情報通信基盤を活用してシステムを構築する。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策（非常電源の確保）、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、防災行政無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進により、通信機能の維持・向上に努める。

2 医療情報システムの的確な運用

村、消防機関、真庭市医師会及び医療機関等を相互に結ぶ災害・医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の空き病床状況、医療従事者の状況、道路の状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を構築する。

3 防災情報システムの活用

村、真庭市消防本部等は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する岡山県総合防災情報システムの活用を図るとともに、平素からシステムにアクセスし、迅速的確に運用できるよう活用方法等の習熟に努める。

第4章 消防・水防体制の整備

大規模な災害から人命及び財産を保護するため、消防組織及び水防組織、資機材の整備を図る。

実施機関	総務企画課・消防団
------	-----------

第1 消防組織の整備

1 消防団の強化

村は、必要に応じて消防団の組織の見直しを図るとともに、消防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である消防団員一人ひとりの能力の向上を図る。

2 自衛消防組織の強化

火災による被害の拡大を防止する上で、初期消火は極めて重要であるため、自主防災組織、自治会、事業所等において、自衛消防組織の組織化に努める。

【資料】消防団の組織

第2 水防組織の整備

1 水防本部の強化

村は、必要に応じて水防本部の組織の見直しを図り、組織の強化に努める。

2 水防団の強化

村は、必要に応じて水防団の組織の見直しを図るとともに、水防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である水防団員一人ひとりの能力の向上を図る。水防団組織は、消防団により構成する。

第3 消防施設・設備の整備

1 消防機関等による整備

消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

2 消防団による整備

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図る。

3 事業者による整備

事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火に必要な資機材の整備を図るとともに、消防機関、関係機関との連携を強化に努める。

【資料】消防団の資機材

第4 水防施設・設備の整備

1 水防資機材の備蓄

村は、水防機具及び資材を整え備蓄しておくものとする。特に重要水防箇所、危険箇所等については、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、点検及び改善を行う。

2 協力体制の強化

村は、資機材の確保のため、水防区域近在の関係業者を登録し、手持資機材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるものとする。

第5章 救助・救急・医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の要救助者、傷病者の発生が予想されるため、消防機関、医療機関等の関係機関と連携を図り体制の整備を図る。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・産業建設課・新庄村内科診療所
------	----------------------------

第1 救出体制の整備

1 組織体制の整備

村は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう、村の組織体制の整備、連絡体制の整備に努めるとともに、大規模な災害時には、重機等が必要となるため、建設業者等の関係機関と協定を締結する等、救出体制の強化に努める。

また、大規模な災害時は自主防災組織による救出活動が重要となるため、自主防災組織への救出・救助に関する知識の普及に努める。

2 住民等による救出活動のための条件整備

村は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出・救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練を行う。

3 救出用資機材の整備

村は、消防関係機関と連携し、人命救助に必要な資機材（エンジンカッター、スコップ、バール、ジャッキ、非常用バッテリー、照明器具、担架等）を整備するとともに、災害時にそれらの資機材を有効に活用できるよう点検に努める。

第2 傷病者の搬送

1 搬送体制の整備

村及び消防機関は、関係医療機関と連携し、道路が寸断された場合、多数の要搬送者が発生した場合等を考慮した災害時の搬送体制の整備に努める。

2 災害・救急医療情報システムの運用

県、村、消防組合、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用できるよう、システムの習熟に努める。

3 ヘリコプターによる搬送

村は、緊急時にヘリコプターによる搬送が可能となるよう、ヘリコプターの緊急用場外離着陸場の整備を図るとともに、孤立する可能性がある集落への離着陸場所の確保について研究を行う。また、要請手続き等の習熟に努める。

第3 医療体制の整備

1 組織・体制の整備

村は、災害時に各医療機関における適切な医療活動の実施、救護所の設置、医療救護班の編成ができるよう、村内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、村内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

2 災害・緊急医療情報システムの運用

村は、県が整備する災害・緊急医療情報システムが的確に運用されるよう、村内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等の連絡・連携体制を強化して、村内の医療情報を確保できる体制を整備する。

3 災害・救急医療拠点病院の活用体制の整備

村は、県が指定した次の災害拠点病院(基幹災害医療センター、地域災害医療センター)を明確にし、災害時の円滑な医療体制の整備に努める。

災害拠点病院は、災害・救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受け入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

名称	配置	病院	機能	整備
基幹災害医療センター	県下で1病院	岡山赤十字病院	・ 高度の診療機能 ・ 広域搬送の対応機能 ・ 医療救護チーム派遣機能	・ 耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置 ・ 受水槽・ヘリポート
地域災害医療センター	二次医療圏で1病院	県内6病院	・ 応急用資機材貸出し機能 ・ 研修機能(基幹災害医療センターのみ)	・ 研修スペース(基幹災害医療センターのみ)

【資料】地域災害医療センター

4 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

- ・ 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- ・ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ・ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- ・ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- ・ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

5 一般村民への災害医療の普及・啓発

村、県、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、村民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第4 医薬品等の確保

1 医薬品等の確保

村は、災害時を想定した医薬品の備蓄を進めるとともに、村内各医療機関及び医師会、薬局等に対し、医薬品等の備蓄等に努めるよう要請する。

2 必要な医薬品等の種類

災害時に必要となる医薬品はおおむね次のとおりである。

時期	品目
発災後 1～2 日	包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬等
発災後 3 日以降	上記に加え、風邪薬、胃腸薬の一般常備薬等

第6章 避難体制の整備

被災者が円滑に避難できるよう、避難地、避難所、避難路をあらかじめ指定し、標識等の設置、防災マップ等により住民に周知するとともに、避難の運営体制等についてあらかじめ定め、円滑な避難所の運営を行う。

実施機関	総務企画課・産業建設課・教育委員会
------	-------------------

第1 避難地の整備

1 避難地の指定

村は、公園、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘導圏域、地形等に応じ、必要な数、規模の避難地を選定し、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。避難地の指定にあたっては次の点に配慮する。

立地距離、面積	・一次避難地は、徒歩 15 分以内（おおむね 1km 以内）で到達できる範囲に設けるものとする。 ・市街地にあつては、おおむね 1 km 四方の区域に 1 箇所の一次避難地を指定し、可能な限り区域の中央部とする。 ・一次避難地の面積は、避難住民の数に応じ必要な大きさとするが、おおむね 1ha 以上を基準とする。 ・広域避難地は、徒歩 40 分以内（おおむね 3km 以内）で到達できる範囲に設けるものとする。 ・広域避難地の面積は、おおむね 10ha 以上を基準とする。
安全性	・危険物施設の近くでないこと。 ・近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。 ・近くの建物が倒れても安全な広さがあること。 ・傾斜地でないこと。 ・高圧線などがないこと。 ・河川、低地及び崩壊しやすい崖付近でないこと。
物資供給、情報伝達等の容易性	・被災者の保護、救援についての初動態勢が容易に整うこと。 ・食料、飲料水、医薬品等の搬入が容易であること。 ・災害対策本部との情報交換手段が確保されていること。地震のため不通となった場合でも容易に復旧できること。

2 避難地の整備

公園・緑地等のオープンスペースは、避難場所の確保、火災延焼防止において重要な施設となるため、公園事業等により積極的に整備を図る。整備にあたっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、大震火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

第2 避難所の設置

1 避難所予定施設の事前指定・周知

村は、避難所設置予定施設として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に天幕または仮設住宅を設置して開設し、また、村内に適当な建物または場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。避難所の指定条件は次のとおりとする。

- ・地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。
- ・崖崩れ、地滑り、河川の氾濫、津波等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。
また、危険物施設の近くや上空に高圧線があるところはさけること。
- ・避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定する。また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地があることが望ましい。
- ・避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。

2 避難所の施設設備の整備

村は、避難所予定施設において、避難所の開設に必要な施設設備、避難生活の環境を良好に保つための設備、災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。

- ・避難所の開設に必要な施設設備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、防災無線等の通信機器等）
- ・避難生活の環境を良好に保つための設備（換気、照明等）
- ・災害時要配慮者に配慮した施設（スロープ等）
- ・緊急資機材等納入業者名簿（緊急の際の資機材の確保）
- ・災害情報の入手に資する機器（テレビ、ラジオ等）
- ・非常緊急通話用電話（あらかじめ関係電報電話取扱事業所に申請）

3 避難所における生活物資の確保

村は、指定した避難所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

4 避難所設置マニュアルの策定

村は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- ・避難所の開設・管理責任者、体制
- ・開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法
- ・本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- ・防災関係機関への通報連絡体制の確立
- ・その他開設責任者の業務

【資料】避難場所（施設）

第3 避難路の整備

1 避難路の指定

村は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て次の基準により避難路を指定する。指定にあたっては複数の避難路の指定に配慮しハザードマップへ記載する。

- ・一次避難地への避難路は、十分な幅員を有する道路とする。
- ・一次避難地から広域避難地への避難路は、おおむね 15m以上の幅員を有するものを基準とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地または緑道で十分な幅員を有するものは指定することができるものとする。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- ・避難路は、窓ガラス、看板等の落下物についても考慮する。

2 避難路の整備

村は、避難路の安全性の向上を図るため、次の整備に努める。

- ・避難路には避難路であることや避難所への案内標示の設置に努める。
- ・夜間の避難に備え、道路照明の整備に努める。
- ・道路の安全性の向上を図る改修、幅員の拡幅等に努める。
- ・周囲からの延焼防止に努める。
- ・電柱倒壊、変圧器落下、電線切断等の二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。
- ・沿道の建築物の所有者、管理者と協力し、窓ガラス、看板等の落下防止に努める。

第4 避難方法

1 避難計画の作成・周知

村は、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。なお、避難計画策定にあたっては、災害時要配慮者へ十分配慮するものとする。

地域住民は、あらかじめ自主防災組織等をつくり、各地域における避難の際に介助が必要と思われる災害時要配慮者等の把握に努める。

大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。なお、避難誘導マニュアル策定にあたっては、災害時要配慮者へ十分配慮するものとする。

2 避難訓練の実施

村は、防災関係機関と共同し、または単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

地域住民は、村等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるものとする。

大型小売店、学校、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する

第5 避難所運営体制の整備

1 行政側の管理伝達体制

村は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

2 避難者の自治体制

村は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となってくる自治会及び自主防災組織等の既存組織と協議し、予定される避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。避難所設置の際には当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。なお、マニュアルの作成にあたっては、最大限災害時要配慮者への配慮をするものとする。

- ・避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項
- ・避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- ・避難状況の確認方法に係る事項
- ・避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・その他避難所生活に必要な事項・平常体制復帰のための対策（事前周知、自治組織との連携、避難者の生活と授業環境の確保のための対策、避難所の統合・廃止の基準・手続等） |
|--|

3 施設管理者による避難所支援体制

避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援にあたるため、村や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第7章 要配慮者等の安全確保計画

村は、乳幼児、身体障害のある者、知的障害のある者、精神障害のある者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携のもとでの要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先を確保する。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画にも努める。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・保育所・社会福祉施設等
-------------	-------------------------

第1 防災知識の普及

村は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。また、地域で生活する外国人に外国語の防災パンフレットの配布等を行う。

第2 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

村は、関係機関と連携し、要配慮者の次のような詳細情報を日ごろから把握しておく。また、要配慮者の近隣の住民は、日ごろから可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・居住地、自宅の電話番号・家族構成・保健福祉サービスの提供状況・近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。 |
|--|

要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

村は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、県警察、福祉関係課、自主防

災組織、自治会、福祉関係者等に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

避難行動要支援者名簿の作成については次の事項について明記する。

避難支援等関係者となる者

- (イ) 名簿に登載する者の範囲
- (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 名簿の更新に関する事項
- (オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保
- (ク) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

第3 福祉避難所の確保

村は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、村は、小・中学校や集会所等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努めるものとする。

第4 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の対応

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを

作成し、実施する。

- ・施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制
- ・地域住民とともに行う防災訓練

第5 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

村は、福祉関係部局、自主防災組織、自治会等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の整備に努める。

また、村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。また、避難支援計画の整備に当たっては、避難行動要支援者に関する情報の管理に十分留意するよう徹底を図り、全ての避難行動要支援者に対する支援計画が策定するよう努めるものとする。

第6 生活の支援等

村は、県及び県社会福祉協議会等関係団体と連携し、要配慮者に関する生活対策の確立を支援する。

村は、災害時において、要配慮者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

- ・要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
- ・ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- ・要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- ・外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- ・特別な食料（軟らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- ・避難所・居宅等への必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- ・避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- ・避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

住民は、地域自主組織、地域コミュニティ等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日ごろから社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

第7 連絡体制等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時の入所者・利用者の避難等を円滑に行うため、防災情報の入手、防災情報の連絡体制、施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備に努める。

第8章 食料・飲料水・生活必需品の確保

災害時に円滑に食料・飲料水・生活必需品を調達・配布できるよう、備蓄、調達体制の整備に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

第1 食料の確保

1 食料の備蓄

村は、乾パン、アルファ米等の最低限必要な食料の備蓄に努める。なお、備蓄にあたっては、乳幼児、高齢者等の災害時要配慮者へ十分配慮するものとする。

2 食料の調達体制の整備

村は、食品販売業者・外食産業等の事業所と協定の締結等により食料の調達体制の強化に努める。なお、調達にあたっては、乳幼児、高齢者等の災害時要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

3 配布体制の整備

村は、災害時に調達した食料を円滑に配布できるよう、食料集積予定場所、保管場所等を定める。

第2 飲料水の確保

1 水道水の確保

村は、水道施設の安全性の向上に努め、被災により水道水の供給を停止する場合においても住民の最低限必要な飲料水(供給を要する人口×約3ℓ)の確保に努める。

2 水道復旧体制の整備

村は、災害発生後においても安定した水道水の供給を図るため、早期の応急復旧ができるよう、水道工事事業者との災害時における連携体制の強化を図るとともに、水道復旧資材の備蓄に努める。

3 応急給水体制の整備

村は、災害時に円滑に応急給水ができるよう、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成するとともに、水道工事事業者等との協力体制を強化し、応急給水体制の整備に努める。

4 応急給水用資機材の整備

村は、応急給水に必要な給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備する。

第3 生活必需品の確保

1 必要数量の把握

村は、村が確保すべき生活必需品を検討し、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

2 調達体制の整備

村は、関係機関、事業所等の協力のもと生活必需品の流通在庫の定期的調査を実施し、事業所と協定を締結する等、物資の調達体制の整備に努める。

3 配布体制の整備

村は、災害時に調達した物資を円滑に配布できるよう、物資集積予定場所、保管場所等を定める。

第4 個人備蓄

1 食料・飲料水の備蓄

住民、事業所等は、2～3日程度分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあつては、1人1日あたり3ℓを目安とする。

また、備蓄にあつては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。

2 生活必需品の備蓄

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

3 個人備蓄の意識啓発

村及び県は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

第9章 文教対策の強化

園児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員等の生命、身体、安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

また、文化財の保護のため、村民の文化財に対する意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

実施機関	教育委員会
------	-------

第1 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。生徒が任務を分担する場合は、生徒の安全の確保を最優先とする。

第2 防災上必要な教育の実施

学校等で災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への支障を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

1 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため学校・保育所において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

2 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

3 防災意識の普及

P T A、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

第3 防災上必要な計画及び訓練

児童・生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

- ・災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。
- ・学校における訓練は、教育課程に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会活動等とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- ・訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第4 登下校の安全確保

児童・生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、安全な通学路の設定、登下校の安全指導を行い、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

第5 文教施設等の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講ずる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

第6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所または要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

第7 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第 8 文化財の保護

文化財の保護を図るため、次の予防対策を実施する。

- ・文化財に対する村民の意識を高め、防災思想の普及を図る。
- ・文化財の管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- ・適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- ・自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- ・文化財及び周辺環境整備を実施する。

第10章 治山対策の推進

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

実施機関	産業建設課
------	-------

第1 山地治山事業等の推進

村は県に対し、荒廃地及び山地災害危険地における治山施設の整備を要請し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

第2 水源地域整備事業の推進

村は県や森林組合等と連携し、水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

第3 防災林造成事業の実施

村は関係機関と連携し、なだれ、強風等の被害を防止するための森林造成等の防災工事を行う。また、防風林の維持管理に努め、防風効果の拡大を図る。

第4 地すべり防止事業の推進

村は関係機関と連携し、地すべりによる被害を防止、軽減するための排水工、杭打工等の防災工事を行う。

第5 山地災害危険地区調査の推進

村は関係機関と連携し、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

第6 山地災害危険箇所の周知

村は、山地災害危険箇所について現地への標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。

第7 防災工事の重点整備

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの災害時要配慮者に関連した病院、老人ホーム、小学校、保育所等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

第8 関係機関との調整

村は、治山対策を推進するため、県及び砂防治山岡山地方連絡調整会議、岡山県総合土石流対策等推進連絡会等の関係機関と調整を図る。

第 11 章 造林対策の推進

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

実施機関	産業建設課
------	-------

第 1 普及活動の推進

村は、下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発する。また、スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林及び長伐期施業を普及啓発する。

第 2 関係機関との調整

村は、効果的に普及啓発活動を実施するため、県、森林農地整備センター、おかもやの森整備公社等の関係機関との連携の強化に努める。

第 12 章 砂防対策の推進

土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、危険箇所の周知、砂防施設の整備、警戒避難体制の整備を行う。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

第 1 土砂災害危険箇所等の周知

村は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所」という。）および土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある箇所について把握するとともに、ハザードマップやパンフレット、危険箇所標識等により住民に周知する。

第 2 土砂災害危険箇所等の巡視点検

土砂災害危険箇所および土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある箇所について、梅雨時期及び台風期には、村及び真庭市消防本部等において、巡視点検を行い、その状況や安全な避難場所について地域住民に周知する。

第 3 警戒避難体制

村は、降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認める場合は、防災体制の設置基準に基づいて警戒避難体制を整え、その地域の住民に対し、警戒又は勧告・指示の措置を行う。

避難準備、避難勧告・指示にあたっては、災害時要配慮者に配慮した避難誘導体制の整備に努める。

また、土砂災害が発生した場合または警戒区域が指定された場合に住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、情報の伝達、避難誘導等の必要な体制の整備に努める。

第 4 土砂災害防止施設の整備促進

村は、急傾斜地崩壊危険箇所等、地すべり危険箇所等、土石流危険渓流等の災害の発生のおそれがある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、土砂災害危険箇所等の災害防止に努める。

第 5 土地利用の適正化

村及び県等の関係機関は、各種法規制等の指導の徹底により、土地利用の適正化を図る。また、災害危険区域等に立地している住居の移転促進を図る。

第 13 章 河川の防災対策の推進

洪水等による災害の防止、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を推進するとともに、避難体制の整備に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

第 1 河川の維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修する。なお、県が管理する河川については、修繕及び改修を要請する。

第 2 河川の改修

河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸等の整備に努める。なお、県が管理する河川については、河川改修を要請する。

第 3 避難体制の整備

村は、真庭市内の県管理河川に設置された、雨量観測所、水位観測所及び岡山地方気象台雨量観測所のテレメーター情報に基づき、避難準備の呼びかけなどの円滑な避難体制の整備に努める。

第 14 章 ため池・農地等の防災対策の推進

農用地及びため池等の農業用施設の被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

実施機関	産業建設課
------	-------

第 1 ため池の整備

村は、関係機関と連携し、早急に整備が必要なものについては、堤体の改修及び補強、その他必要な管理施設の新設または改良を行う。

第 2 湛水防止施設の整備

村は、関係機関と連携し、湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために行う排水機、樋門、排水路等の新設、改修を行う。

第 3 用排水施設の整備

村は、関係機関と連携し、自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修を行う。

第 4 土砂崩壊防止施設の整備

村は、関係機関と連携し、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

第 5 地すべり対策施設の整備

村は、関係機関と連携し、地下水の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

第 6 ため池緊急防災対策の推進

村は、関係機関と連携し、人命・人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いため池のうち、特に緊急性の高いものから現地調査を行い、改修計画に反映する。

第 15 章 地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主要原因となる地下水の採取の規制、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下し被害のおそれのある地域については必要な措置を講ずる。

実施機関	産業建設課
------	-------

第 1 地下水汲上げの規制

村は、県等の関係機関と連携し、地下水の採取により、地盤が沈下し、もしくは沈下するおそれのある地域、他の地盤の沈下に影響を及ぼす地域について、地下水の汲上げを規制する。

第 2 代替水の整備

村は、県等の関係機関と連携し、地下水汲上げの代替措置として、工業用水等、必要な施設の整備に努める。

第 16 章 道路の防災対策の推進

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による走路災害の発生を防止するため、道路施設の安全性向上のための整備を促進する。

実施機関	産業建設課・真庭警察署
------	-------------

第 1 緊急輸送ネットワークの形成

道路管理者及び関係機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

第 2 重要路線の安全性の向上

国道、県道等の幹線道路、橋梁等が被災した場合、交通機能に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、道路管理者及び関係機関は、これらの重要路線の施設の安全性の向上に努める。

第 3 山間道路等の安全性の向上

山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、道路管理者及び関係機関は、法面保護工、落石対策工などの防災工事を実施する。

第 4 トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

第 5 交通管理体制の整備

村、県、真庭警察署は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、真庭警察署は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努める。

第 6 情報の収集・連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、また、道路交通の安全を確保するため、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

また、県警察は災害時に交通規制が実施された場合に迅速に運転者の義務等について広報できるよう体制の整備に努める。

第 7 道路状況の把握

道路管理者及び関係機関は、道路施設等の点検を実施し、道路状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

第 17 章 ライフライン施設の防災対策の推進

簡易水道、下水道、電力、ガス、通信施設等のライフライン施設への被害による供給停止は、日常生活に多大な影響を及ぼすことから、施設の整備、体制の強化等により安定した供給を図る。

実施機関	簡易水道	産業建設課
	下水道	産業建設課
	電力	中国電力株式会社岡山支社
	ガス	(社)岡山県LPGガス協会
	通信	N T T 西日本岡山支店、N T T ドコモ中国岡山支店等

第 1 水道施設の防災対策の推進

1 水道施設の広域化の推進

水道管理者は、災害への対応力を高めるため、また被害が生じた際の上水の供給を確保するため、水道施設の一層の広域化を推進する。その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

2 基幹施設及び重要系統の安全化

水道管理者は、水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるよう、独立した配水機能を持つ配水ブロック化を促進する。各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の整備を進める。

3 老朽管の更新

水道管理者は、災害に対する安全性の面から計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

4 緊急時の給水の確保

水道管理者は、基幹施設の一部が停止した場合においても、他の水道施設により機能を維持できるよう、水道システムの安定性の向上に努める。そのため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、周辺市町村の施設と連絡管等を整備し、緊急時に水の融通を図れるよう努める。

また、停電時の対策として非常電源の確保に努める。

第2 下水道施設の防災対策の推進

1 下水道施設の機能確保

下水道管理者は、施設に被害が発生し、通常の下水处理が不能となった場合においても、他の施設（真庭環境衛生（株）による汲み取り）等を活用することにより、必要最小限の処理が行えるよう、機能の確保に努める。

また、停電時の対策として非常電源の確保に努める。

2 仮設トイレの確保

村は、災害時に必要となる仮設の設置予定場所を検討するとともに、仮設トイレレンタル業者等と協議し、必要数の確保に努める。

また、災害時要配慮者の利用を考慮し、仮設トイレの充実等にも配慮する。

第3 電力施設の防災対策の推進

1 基準の検討

電力設備等においては、耐震性調査の結果等により、現行の基準がおおむね妥当であることが確認されている。基準等が設定されていない設備等については、必要に応じて基準の設定等を検討する。

また、関連法規の改訂等と併せて、必要な対策を実施する。

2 設備の補強・改修

現行の基準の制定以前に整備された設備等については、現行基準レベルを満足するよう、計画的な補強・改修を推進する。

第4 L P ガス施設の防災対策の推進

1 L P ガス製造事業者

L P ガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理、従業員の教育・訓練に努めるとともに、製造施設の耐震性の強化、感震器の設置、緊急措置マニュアルの見直し、合同防災訓練の実施等に努める。

2 岡山県L P ガス防災協議会及び岡山県オートガススタンド協会

岡山県L P ガス防災協議会及び岡山県オートガススタンド協会は、大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。また、会員が実施する災害防災対策について指導、L P ガス消費者への保安啓蒙活動を実施するとともに、緊急対策用の防災工具の定期的な調査の実施、緊急調達先の整備を行う。

3 L P ガス消費者

L P ガス消費者は、自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、L P ガスの安全についての知識の修得、防災訓練等への参加を行い、L P ガスの事故防止に努める。

4 L P ガス販売事業者

L P ガス販売事業者は、関係法令の遵守、容器の転倒防止、24 時間集中監視システムの設置促進等の設備の安全性の強化を図るとともに、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練等により防災体制の強化に努める。

第 5 通信施設の防災対策の推進

1 アクセス系設備の地中化の推進

通信施設事業者は、自治体等と連携し、ケーブルの地中化を推進する。

2 通信電源の確保

通信施設事業者は、電気通信設備に対する予備電源（予備エンジン、蓄電池等）設備の強化と移動電源車の配備見直しを行う。

3 緊急通信確保のため衛星通信の利用

通信施設事業者は、重要通信及び被災地と非被災地との情報通信を確保するため、地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信による衛星回線システムを構築する。

第 18 章 危険物等施設の防災対策の推進

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類、高圧ガス、火薬類、有害ガス、放射性物質等（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び被害の拡大防止を図るため、関係機関等と連携し、予防対策の充実に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課・真庭市消防本部
-------------	---------------------

第 1 事業主の自主保安体制の確立

事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努めるとともに、日常点検、定期自主検査等を実施する。

また、自衛消防隊等、自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図るとともに、漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び資機材等の備蓄を図る。

第 2 保守意識の高揚

村、真庭市消防本部及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

第 3 保安指導の強化

村、真庭市消防本部及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

第 4 事故原因の究明

事業者、村、真庭市消防本部及び県は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第 5 危険物等の流出時の対応

村、真庭市消防本部及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動、避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、必要な資機材の整備を図る。

第 6 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第 7 関係機関との連携

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、休日、夜間を含め、情報の収集、連絡がとれる体制の整備を図る。

第 19 章 火災予防対策の推進

火災の未然防止と被害の軽減を図るため、消防力の強化を図るとともに、村民の火災に対する予防意識の啓発に努める。

実施機関	総務企画課・真庭市消防本部・消防団
-------------	-------------------

第 1 消防力の強化

村、真庭市消防本部及び消防団は、防火水槽、消火栓等の消防水利の定期的検査、整備、増強を図るとともに、常に火災発生に対応できるよう、消防用機械器具の適正な維持管理、整備点検、充実を図る。

また、消防団組織の整備及び消防体制の強化を図るとともに、企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

第 2 火災予防査察の強化

真庭市消防本部は、消防法に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

定期査察	年間査察計画の樹立にあたっては、管内の対象物を定期的に査察するよう計画する。
特別査察	真庭市消防本部消防長または、消防署長が特に必要と認めた場合または、査察依頼があった場合に特別査察を実施する。
警戒査察	火災警報中、その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。
住宅査察	住民の協力を得て、消防団に依頼して、一般住宅の防火診断を実施する。

第 3 消防設備の整備推進

村及び真庭市消防本部は、建築物に対する消火設備、警報設備などの整備を推進する。

第 4 火災予防意識の啓発

村及び真庭市消防本部は、火災予防運動、広報紙による広報、講習会・講演会の開催等を実施し、村民の火災に対する意識の啓発を図る。

第 5 特殊建物火災予防の指導

村及び真庭市消防本部は、公衆の集会所、多人数が勤務する場所等に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ、万全の対策を講じるよう指導する。

第 20 章 林野火災予防対策の推進

村民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等、防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

実施機関	総務企画課・産業建設課・真庭市消防本部・消防団
------	-------------------------

第 1 林野火災予防意識の啓発

村は、山火事予防協議会等へ参加し、各関係機関、団体等の協調と運動の徹底を図る。また、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、立看板、広報紙、ポスター等の有効な手段を用い、村民の林野火災に関する予防意識の啓発に努める。

第 2 警報伝達の徹底

村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知する。また、火災に関する警報を発した場合は、火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

村、県及び消防機関は、気象予警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受した場合、注意報、警報等の確実な伝達と地域住民への周知を図る。

第 3 巡視・監視の強化

村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、山火事の多発期間、山林へ多数の人が出入する時期に山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

第 4 火入れ指導の徹底

村は、火入れに関する条例、火災予防条例を厳守させ、火災警報等の発令時には火入れを制限するとともに、乾燥注意報、強風注意報等の発令時には自粛を呼びかける。

第 5 森林の防火管理の徹底

森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。また、村は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び標板等の設置を指導する。

第 6 消防施設の整備

村は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。また、村及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

第 7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

村は、岡山県、岡山市又は周辺県において整備しているヘリコプターによる空中消火を必要なときに迅速かつ円滑に要請できるよう、応援手続き、運用要綱の習熟に努める。

第 21 章 防災意識の向上

被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」という意識と災害、防災に関する正しい知識を身につけることが必要である。

村は、学校教育及び各種の広報媒体を活用して啓発を図り、住民の防災意識の高揚に努める。

実施機関	総務企画課・教育委員会
------	-------------

第 1 住民に対する防災教育の実施

1 広報活動の実施

村は、村民の防災意識の高揚を図るため、広報紙へ防災に関する記事等を掲載するとともに、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布する。また、緊急防災情報提供システム（メール配信サービス）の利用を住民に対し呼びかける。

2 講演会等の実施

村は、村民の防災意識の高揚を図るため、被災者の体験を語る講演会、防災に関する研修会、映画会、パネルの展示等を実施する。

3 非常持出品等の備蓄

村は、広報紙、パンフレット等により、災害時に必要な食料、飲料水、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）等を周知し、家庭内備蓄の普及に努める。

4 避難に関する啓発

村は、広報紙、パンフレット等により、避難場所、避難路、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等について周知し、防災意識の高揚に努める。

5 災害時要配慮者に対する対応

高齢者・障害者・外国人・乳幼児等の災害時要配慮者は、災害時において地域住民の支援が必要なことから、村は、民生委員等と協力し、助け合える地域づくりに努める。

第 2 教育機関における防災教育の実施

小・中学校及び保育所等の教育機関の管理者は、防災に関する教育を実施し、児童、生徒及び園児の防災意識の修得に努め、意識の高揚を図る。

第 3 職員に対する防災教育の実施

村は、防災業務に従事する職員に対し、防災研修会等を実施し、災害関係法令及び災害時の活動方法等、防災に関する防災教育を行う。

第4 ボランティア活動のための環境整備

村及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護・介護・通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておく。また、登録された専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

第5 防災週間等における啓発事業の実施

村、県及び防災関係機関は、防災週間等の予防運動実施時期を中心に、村民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

【資料】各種の予防運動実施時期

第 22 章 自主防災組織の確立

被害の軽減を図るためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。そのため、地域住民による自主防災組織、事業所等の防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。

実施機関	総務企画課
------	-------

第 1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

＜平常時の活動＞	・ 防災知識の普及 ・ 防災訓練の実施 ・ 火気使用設備器具等の点検 ・ 防災用資機材等の整備 ・ 災害時要配慮者の把握
＜災害時の活動＞	・ 災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火等の実施 ・ 救出・救護の実施及び協力 ・ 災害時要配慮者等避難誘導の実施 ・ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

【資料】 自主防災組織の各構成班の活動内容例

第 2 自主防災組織等の設置

村は、村内全域に自治会等を中心とする地域住民による自主防災組織の強化育成に努める。

計画	・ 地域防災力の向上を目指した新たな組織の設置並びに既存の組織を活用した自主防災機能の整備 ・ 組織率向上のためのパンフレットの作成
----	--

第3 地域の自主防災組織の育成

村は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修の実施や防災士等の資格の取得を奨励する等、自主防災組織の強化・育成に努める。また、自主防災組織が実施する活動に対して積極的に協力するとともに、自主的な防災活動に必要な資機材の整備に対する支援を行う。

計画	・ 自主防災リーダー講習会の開催 ・ 防災訓練の実施（消火訓練・避難訓練・救出・救護訓練） ・ 防災用資機材の整備・点検 ・ 災害時要配慮者名簿の整備・管理
----	--

第4 企業防災の促進

事業所の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備するとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、村は、県等の関係機関と連携し、事業所における防災意識の高揚、地域の防災訓練への参加呼びかけ、防災に関する支援等を実施し、事業所の防災力の向上に努める。

計画	・ 事業継続計画策定への啓発 ・ 地域防災訓練への参加
----	---

第 23 章 防災訓練の実施

災害を最小限度に止めるためには、村を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。このため、村及び県は、防災関係機関及び地域住民の参加を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。

実施機関	総務企画課・教育委員会・真庭市消防本部・消防団・真庭警察署
-------------	-------------------------------

第 1 訓練実施における留意点

訓練を行うに当たっては、被害の想定を明らかにする等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 2 基礎防災訓練の実施

1 水防訓練

村（水防管理団体）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、それらの状況をふまえ十分訓練を行う。

2 地震対策訓練

大規模地震を想定し、職員の参集訓練のほか、防災関係機関並びに地域住民やボランティア団体に参加を呼びかけ、総合的、実践的な訓練を実施する。

3 消防訓練

村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物及び林野火災を想定し、隣接する市町村及び消防本部等、防災関係機関と合同して実施する。

4 避難・救助訓練

村、その他防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、または単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等、多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害者、その他いわゆる災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民、ボランティア団体の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努める。

5 情報収集伝達訓練

村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

6 通信訓練

県・村及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

7 非常招集訓練

村及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

8 交通規制訓練

県警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

9 危険物等特殊災害訓練

県・村及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

第 3 総合防災訓練への参加

県、関係機関が実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、村民やボランティア団体、関係防災機関に対し訓練への参加を呼びかける。

第 4 自主防災組織の訓練

村は、自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努める。住民、地域、企業等はそれぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

第 5 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために教育現場での防災訓練を行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・学校・保育所は、子どもたちの発達段階に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。・教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。 |
|---|

第 24 章 防災対策の整備・推進

災害時の被害の防止、軽減を図るため、過去の災害、被害想定、地域特性、自然的条件等の調査研究に努めるとともに、関係機関等が実施した防災研究成果の活用
に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

第 1 調査研究体制の確立

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災に関連する情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等、村民に対し災害危険性の周知に努める。

第 2 危険地域の実態の把握

村は、県と連携し、災害危険地域の指定を受けた地域、その他危険とみられる地域についてその実態を把握する。また、被害想定の実施に努めるとともに、関係機関等が実施した想定結果の活用を図る。

- ・ 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- ・ 地すべり危険地域の把握
- ・ 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- ・ 雪崩危険地域の把握
- ・ 火災危険地域の把握
- ・ その他災害危険地域の把握

第 3 防災研究成果の活用

村は、国・県等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施する。

第3編 災害応急対策計画

第 1 章 防災組織

新庄村の村民の生命身体及び財産を災害から守ることを目的に、円滑に応急対策を進めていくための組織を定める。

実施機関	全班・防災会議
------	---------

第 1 防災会議

新庄村防災会議は、村の地域に係る防災に関し、村の業務を中心に、村内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき村の附属機関として設置されている。

1 組織

防災会議の会長は村長とし、委員は次のとおりとする。

- ・ 指定地方行政機関の職員のうちから村長が委嘱する者
- ・ 岡山県の知事の部局の職員のうちから村長が委嘱する者
- ・ 岡山県警察官のうちから村長が委嘱する者
- ・ 村長が部内の職員のうちから指名する者
- ・ 教育長
- ・ 消防長
- ・ 消防団長
- ・ 指定公共機関または指定地方公共機関のうちから村長が任命するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

2 所掌事務

防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- ・ 新庄村地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ・ 新庄村の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- ・ 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- ・ 上記に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【資料】新庄村防災会議条例

【資料】新庄村防災会議委員

第2 防災体制の概要

村内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、村長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により村災害対策本部（非常体制）を設置し、災害発生のおそれが解消し、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、災害対策本部の設置に至るまでの体制としては、気象または事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、特別警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

1 注意体制

地方気象台から気象業務法に基づく注意報が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき、その他総務企画課長が必要と認めるときは、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

2 警戒体制

気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれか1つ以上が北部、真庭地域に発表されたとき、または重大な事故災害が発生したとき、新庄村内の雨量観測地点で1時間雨量が50ミリ以上観測されたとき、その他副村長が必要と認めたとき設置する体制で、本庁舎内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

3 特別警戒体制

警戒体制時において、気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき（災害救助法の適用基準に相当する災害）、村内の雨量観測地点で1時間雨量が100ミリ以上観測されたとき、新庄川にある水位観測所においてははん濫注意水位を突破し、洪水が生ずるおそれがあるとき、または重大な事故災害が発生したとき、その他村長が必要と認めたとき設置する体制で、本庁舎内に特別警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制（4号）に切り替えうる体制とする。

4 非常体制

村内に大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、または発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、新庄村災害対策本部を設置して対応する体制とする。

第3 新庄村災害対策連絡室（注意体制）

災害の発生が予想される場合は、注意体制として新庄村災害対策連絡室を設置する。

1 災害対策連絡室（注意体制）の設置または廃止

(1) 設置の手續及び基準

村災害対策連絡室（注意体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

- ・大雨または洪水、大雪の各注意報のいずれか1つ以上が北部、真庭地域に発表されたとき
- ・河川水位が通報水位に達し、なお上昇を認めるとき
- ・その他、災害が発生するおそれがあり、総務企画課長が必要と認めたとき

(2) 廃止の基準

総務企画課長は、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

- ・注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- ・大雨、洪水、暴風、大雪の各警報のひとつ以上が発表されたり、災害が発生したりして注意体制から警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となったときは、注意体制を解消して、警戒体制または非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

2 災害対策連絡室の任務

注意体制をとった場合は、主として気象情報等の情報収集、連絡活動を行い連絡調整に万全を期する。

災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、全県地図、村管内図を用意する。

3 災害対策連絡室（注意体制）の組織

防災関係課の職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。状況によってはさらに高度の配備に迅速に移行しうる体制とする。防災関係課の職員は当番制とする。

■ 本庁

課名	災害対策連絡室の事務分掌
総務部：本庁舎	
総務企画課	・災害対策連絡室の設置（総務企画課） ・気象情報等の収集 ・防災関係課との連絡調整 ・被害状況の取りまとめ (勤務時間外は状況を見て宿日直対応)
産業建設課	・道路管理者との連絡調整 ・河川管理者との連絡調整 ・建設事業者との連絡調整

第4 新庄村警戒本部（警戒体制）

災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、警戒体制として新庄村警戒本部を設置する。

1 警戒本部（警戒体制）の設置または廃止

(1) 設置の手續及び基準

村警戒本部（警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれか1つ以上が北部、真庭地域に発表されたとき・新庄村内の雨量観測地点で1時間雨量が50ミリ以上観測されたとき・局地豪雨、豪雪、火事、爆発その他重大な事故が発生したとき・その他大規模な災害が発生または切迫し、副村長が必要と認めたとき |
|---|

(2) 廃止の基準

副村長は、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・警戒体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれが無くなったとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。・大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、警戒本部を解消して、非常体制の配備に移行する。 |
|--|

2 警戒体制下の活動

警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめ及び発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。

3 警戒本部（警戒体制）の組織

防災関係課の課長、課別災害対応指定職員及び防災担当職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

■ 本庁

課名	警戒本部の事務分掌
総務部：本庁舎	
総務企画課	・警戒本部の設置（総務企画課内） ・警戒本部会議の開催 副村長、会計管理者、総務企画課長、 総務企画課長が会議を進行し、副村長が総括する。 ・気象情報等の収集 ・災害情報の収集 ・県（危機管理課）との連絡

	・ 防災関係課との連絡調整
産業建設課	・ 道路被害情報の収集 ・ 河川水位・被害情報の収集 ・ 急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・ 土石流危険渓流の状況確認 ・ 農作物、畜産の被害情報の収集 ・ 農地の被害情報の収集 ・ 農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・ 林道等の被害状況の収集 ・ 林業施設の被害情報の収集 ・ 林地の被害情報の収集・ ・ 排水困難箇所の状況確認 ・ 主要下水道施設の被害情報の収集 ・ 水道被害情報の収集 ・ 被害情報のとりまとめ
住民福祉課	・ 福祉施設の被害情報の収集 ・ 高齢者福祉施設等の被害調査 ・ 独居高齢者の被害調査 ・ 保育所の被害情報の収集
教育委員会	・ 学校の被害情報の収集 ・ 被害情報のとりまとめ ・ 学校長への避難所開設準備の通知 ・ 学校長との連絡調整 ・ 臨時休園、休校措置の検討・指示

警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・ 警戒本部看板 ・ 職員名簿 ・ 管内図、住宅地図 ・ 連絡リスト ・ 防災行政無線のセットアップ
会議内容	・ 被害状況のまとめ ・ 避難準備の呼びかけ及び指示 ・ 避難所開設準備などの応急活動内容の検討及び指示

第5 新庄村特別警戒本部（特別警戒体制）

災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは特別警戒体制として新庄村特別警戒本部を設置する。

1 特別警戒本部（特別警戒体制）の設置または廃止

(1) 設置の手續及び基準

特別警戒本部（特別警戒体制）の設置基準は、おおむね次の基準とする。

- ・ 気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき
（災害救助法の適用基準に相当する災害）
- ・ 村内の雨量観測地点で1時間雨量が100ミリ以上観測されたとき
- ・ 新庄川がはん濫注意水位を突破し、洪水が生ずるおそれがあるとき
- ・ 重大な事故災害が発生したとき
- ・ その他村長が必要と認めたとき、

(2) 廃止の基準

村長は、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、特別警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

- ・ 特別警戒体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- ・ 大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、特別警戒本部を解消して、非常体制の配備に移行する。

2 特別警戒体制下の活動

特別警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部、現地対策本部を設置できる非常体制（4号）を整える。

3 特別警戒本部（特別警戒体制）の組織

全課の課長、防災関係職員、課別災害対応指定職員、消防団（団長・副団長及び幹部団員）は自動参集し、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

■ 本庁

課 名	特別警戒本部の事務分掌
総務企画課	・ 特別警戒本部の設置（会議室） ・ 特別警戒本部会議の開催 村長、副村長、会計管理者、教育長、消防長、総務企画課長、産業建設課長、住民福祉課長、議会事務局長。 総務企画課長が会議を進行し、村長が総括する。 ・ 風水害情報の収集 ・ 県（危機管理課）への被害状況報告 ・ 各課の応急活動のとりまとめ ・ 消防団の動員 ・ 避難勧告・指示 ・ 職員の参集状況確認 ・ 職員への給食 ・ 被害広報文の作成 ・ 災害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 ・ 庁用車の手配 ・ 部内他課への応援 ・ ボランティア団体への避難所運営協力依頼 ・ 情報通信システムの点検 ・ 情報通信システムの管理及び応急復旧 ・ し尿処理施設、ごみ焼却施設、火葬場の被害情報の収集 ・ 仮設トイレの準備
出納室	・ 特別警戒本部設置に伴う現金の出納及び管理 ・ 他課への応援
産業建設課	・ 応急復旧資機材の調達 ・ 道路の応急復旧 ・ 道路被災箇所の調査 ・ 河川の巡視活動、河川洪水箇所の調査 ・ 急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 ・ 土石流危険渓流の状況確認 ・ 水防資機材の調達、応急復旧 ・ 村営住宅の被害情報の収集 ・ 観光客の被害情報の収集 ・ 観光施設の被害情報の収集及び連絡調整 ・ 水道被害情報の収集 ・ 応急給水への準備及び実施 ・ 排水困難箇所の状況確認 ・ 主要下水道施設の被害情報の収集 ・ 農作物、畜産の被害情報の収集 ・ 農地の被害情報の収集 ・ 農道、水路等農業用施設の被害情報の収集 ・ 林道等の被害情報の収集 ・ 土砂災害調査 ・ 林業施設の被害情報の収集 ・ 林地の被害情報の収集
住民福祉課	・ 地区別要配慮者リストの準備 ・ 被災者リストの作成 ・ 避難所開設に伴う避難者名簿の作成 ・ 福祉施設の被害情報の収集 ・ 避難所開設の準備確認（鍵管理者） ・ 高齢者福祉施設の被害調査 ・ 独居高齢者の被害調査 ・ 入所者の避難誘導支援 ・ 保育所の被害情報の収集

教育委員会	・社会教育施設、社会体育施設の建物・設備の被害調査 ・利用者の避難呼びかけ ・学校の被害情報の収集 ・被害情報のとりまとめ ・休校措置の検討・指示 ・児童・生徒の避難誘導の指示
-------	---

特別警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	・特別警戒本部の標識 ・職員名簿 ・掲示板 ・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・会議記録簿 ・被害状況連絡票その他の報告・様式類 ・防災行政無線（衛星系）のセットアップ ・情報通信手段（パソコン、FAX）のセットアップ ・コピー機器のセットアップ ・広報用例文 ・広報記入様式 ・村域全体の図面及び住宅地図、道路管内図
会議内容	・村内の被害状況のまとめ ・避難準備の呼びかけ、避難勧告・指示の伝達 ・避難所開設などの応急活動内容の指示 ・応急活動担当職員の現地派遣 ・資機材・食料の供給と輸送

第 6 新庄村災害対策本部

村域の全部または一部に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、村長が災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として災害対策基本法の規定により、村地域防災計画の定める新庄村災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置または廃止

(1) 設置の方法及び基準

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の新庄村災害対策本部条例、災害対策本部規則の規定に基づき災害対策本部を設置する。

おおむね次の基準とする。

- ・新庄川において洪水が生じ、さらに 80 mm/時以上の降雨量が予想される時。
- ・村内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- ・大規模事故等が発生し、村長が必要と認めたとき。
- ・その他の災害（大規模火災、山火事、雪崩、がけ崩れ等）が発生し、村長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

(3) 設置または廃止の公表

災害対策本部を設置し、または廃止したときは公表するとともに、美作県民局等関係機関に通報する。

2 災害対策本部の任務

災害対策本部の任務は次のとおりである。

- ・水防その他の緊急災害予防に関する事。
- ・災害救助その他の民生安定に関する事。
- ・災害の緊急復旧に関する事。
- ・災害時の公安に関する事。
- ・その他防災に関する事項

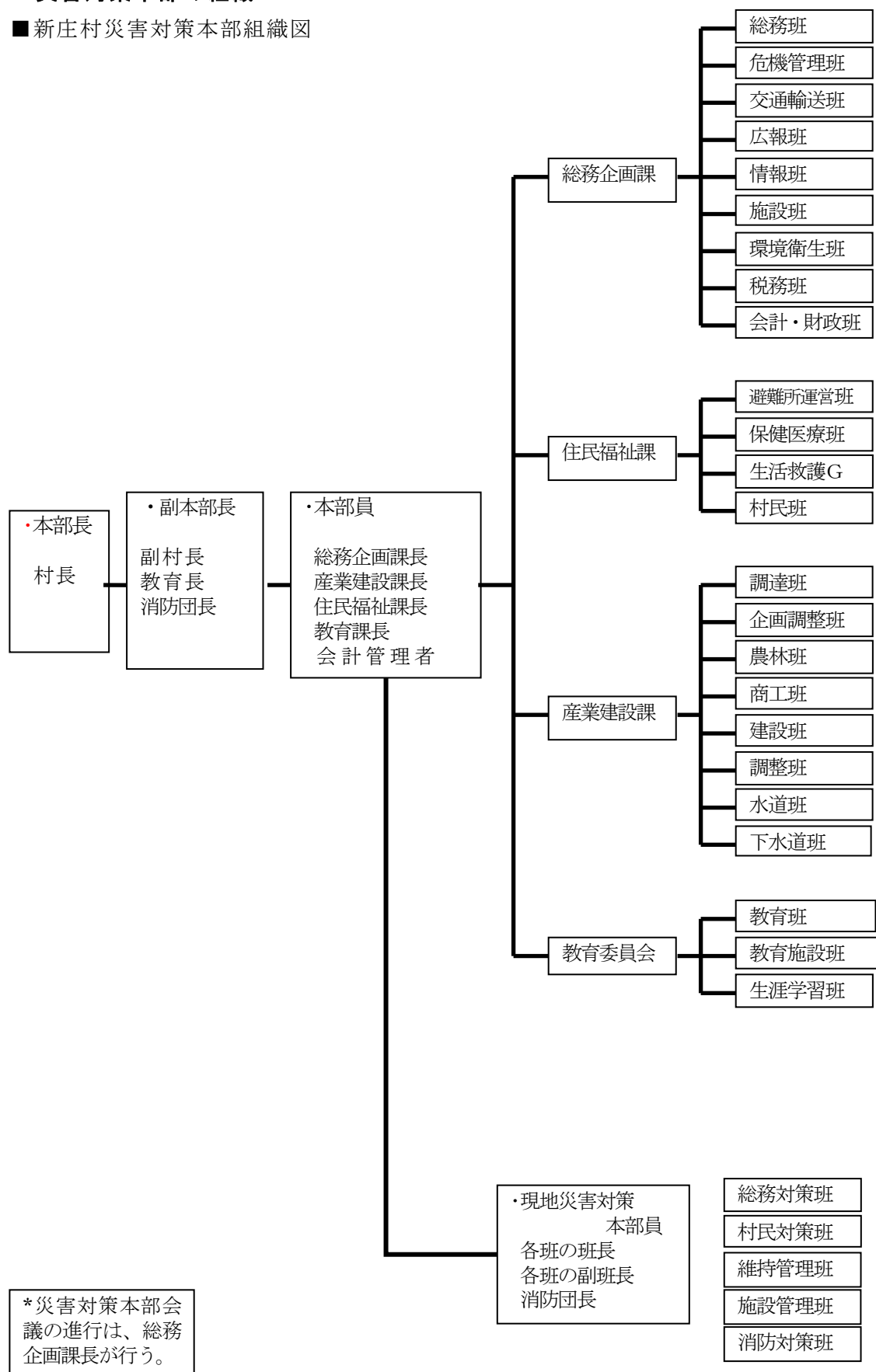
3 災害対策本部の連絡先

災害対策本部が設置された場合は、村は、各機関に各本部の設置を通知することとする。

【資料】災害対策本部設置時の連絡先

4 災害対策本部の組織

■新庄村災害対策本部組織図



5 班の編成及び事務分掌

(1) 本庁の事務分掌

●は特に初動期に重要な活動

部	班	班の事務分掌
総務 企画課	総務班	●職員の動員に関すること。 ●応援職員の派遣に関すること。 ●職員の給食に関すること。 ●県及び市町村への応援依頼に関すること。 ●自衛隊の派遣要請に関すること。 ●派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関すること。 ●公用令書に関すること。 ○職員の人員調整に関すること。 ○災害対策本部の運営補佐に関すること。 ○村民からの電話による問い合わせに関すること。
	危機管理班	●災害情報、気象警報の受理及び伝達に関すること。 ●災害対策本部の設置準備に関すること。 ●災害対策本部の運営に関すること。 ●県、関係機関への被害状況等の報告に関すること。 ●避難誘導・指示に関すること。 ●消防団員及び職員の配備・出動に関すること。 ●防災行政無線、通信機器に関すること。 ●水防に関すること。 ●現地対策本部との連絡調整に関すること。 ○その他災害対策全般に関すること。
	交通輸送班	●緊急輸送車両の確保に関すること。 ●救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資輸送 ●災害拡大防止のための人員及び物資輸送 ●支援物資搬送に伴う交通誘導に関すること。 ●交通規制に伴う交通誘導に関すること。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。
	広報班	●報道機関との連絡と相互協力に関すること。 ●災害対策活動の広報に関すること。
	情報班	●一次情報のとりまとめ作業に関すること。 ●各班報告の被害状況の集計作業に関すること。 ●情報通信システム機器の維持管理に関すること。 ●災害写真等の収集、災害記録に関すること。 ○情報通信システム、ネットワークの維持管理に関すること。
	施設班	●本庁の建物、設備等の被害調査に関すること。 ●村所管の建物、設備などの被害調査に関すること。
	環境衛生班	●し尿処理・ごみ処理施設等の被害調査に関すること。 ●ごみ処理及び清掃に関すること。 ●仮設トイレ等に関すること。 ○ごみ処理・し尿処理施設等の応急対策に関すること。 ○処理業者の動員に関すること。 ○被災地域の防疫及び消毒に関すること。 ○水道を除く水の消毒に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること。

	税務班	●税に関するデータの保全・管理に関すること。 ●徴税整理データの保全・管理に関すること。 ○罹災証明に関すること。 ○住宅被災者に対する融資等に関すること。 ○災害見舞金対象の家屋等の被害調査に関すること。 ○税の減免に関すること。
	会計・財政班	●対策本部の一般経理に関すること。 ●災害対策の予算に関すること。 ●危機管理班への応援に関すること。 ○義援金受理及び管理に関すること。 ○義援金の配分に関すること。
住民福祉課	避難所運営班	●避難場所の開設に関すること。 ●避難所における食糧、物資の配布に関すること。 ●避難所の運営に関すること。 ●日赤奉仕団等の応援要請、受入れに関すること。 ●ボランティアの受入れに関すること。（社会福祉協議会への依頼） ●要配慮者の援護に関すること。 ●災害救助法の手続き等に関すること。 ○義援物資の受理に関すること。 ○避難所の閉鎖に関すること。
	保健医療班	●保健所、医療機関との連絡調整に関すること。 ●救護班の編成に関すること。 ●医療救護所の設置に関すること。 ●医療救護全般に関すること。 ●負傷者の収容、搬送に関すること。 ●感染症の予防に関すること。 ●衛生医薬品等の確保に関すること。 ●助産及び乳幼児の救護に関すること。 ○避難者のメンタルヘルスに関すること。
	生活救護グループ	●各施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ●保育施設の被害調査のとりまとめに関すること。 ●応急保育に関すること。 ●休園措置及び応急復旧に関すること。 ●保育所との連絡調整に関すること。 ○保護者への広報活動に関すること。
	村民班	●被災者の安否問い合わせに関すること。 ●人的被害調査に関すること。 ●村民個人情報データの管理に関すること。 ●外国人の安否確認に関すること。 ●避難所運営班への応援に関すること。 ●愛玩動物の保護に関すること。 ○被災者の実態調査に関すること。 ○村民からの各種相談に関すること。 ○遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 ○埋火葬許可書、処理台帳等に関すること。

産業建設課	調達班	●食糧（米、弁当、パン等）の調達に関する事。 ●炊き出し資機材の調達に関する事。 ○炊き出しの食材（肉、味噌、野菜等）の調達に関する事。 ○農林畜産物の被害調査に関する事。 ○農林畜産事業者に対する支援に関する事。
	企画調整班	●地域自主組織との連絡調整に関する事。 ●観光施設の被害調査に関する事。 ●観光客、利用者の避難誘導に関する事。 ●観光関係団体との連絡調整に関する事。 ●各班との調整及び指示に関する事。
	農林班	●農地・農林施設・林地の被害調査に関する事。 ○農道の被害調査に関する事。 ○農地・農林施設・林地の応急対策・復旧に関する事。
	商工班	●商工施設の被害調査に関する事。 ●生活必要物資（衣料、日用品等）の調達に関する事。 ●企業との応急活動連携に関する事。 ○商工団体との連絡調整に関する事。 ○中小企業被災者に対する融資に関する事。 ○企業資金の貸付けに関する事。
	建設班	●道路、公共土木施設の被害調査に関する事。 ●土木建築関係業者の動員に関する事。 ●重機による救助活動に関する事。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 ●急傾斜地崩壊危険箇所の被害調査に関する事。 ●関係機関との連絡調整に関する事。 ●障害物の除去に関する事。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事。
	調整班	●住宅の被害調査に関する事。 ●村営住宅の被害状況等の取りまとめに関する事。 ●村営住宅の応急対策に関する事。 ●交通輸送班への応援に関する事。 ○村営住宅入居者の支援に関する事。 ○関係機関との連絡調整に関する事。 ○応急仮設住宅の建設に関する事。 ○住宅の応急修理に関する事。 ○建築物の応急危険度判定に関する事。 ○被災建築物の応急措置の技術指導に関する事。
産業建設課	水道班	●水道施設の被害調査に関する事。 ●応急給水活動に関する事。 ●飲料水の確保に関する事。 ●避難所・医療施設への優先応急給水に関する事。 ●水道に関わる広報活動に関する事。 ●応急給水の広報に関する事。 ●関係工事者に対する指導監督に関する事。 ●応急資機材の調達に関する事。 ○所管水道施設の応急対策及び復旧に関する事。

	下水道班	●下水道施設の被害調査に関すること。 ○所管下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。
教育委員会	教育班	●児童・生徒等の避難誘導及び救護に関すること。 ●児童・生徒等及び教職員の被災状況調査に関すること。 ●児童・生徒等の支援に関すること。 ●教職員の動員に関すること。 ●休校措置に関すること。 ●指定避難所施設の鍵の保管・開錠に関すること。 ●保護者等との連絡調整に関すること。 ●関係機関との連絡調整に関すること。 ○教育機関への広報活動に関すること。 ○応急教育に関すること。 ○学用品及び教科書の調達、配分に関すること。
	教育施設班	●学校施設等の被災状況調査に関すること。 ●避難指定施設の運営保安全管理に関すること。 ○文化財の被害調査に関すること。 ○学校施設等の応急対策及び復旧に関すること。 ○学校関係機関、その他団体との連絡調整に関すること。 ○文化財の応急対策及び復旧に関すること。
	生涯学習班	●社会教育・スポーツ施設の利用者の避難に関すること。 ●社会教育・スポーツ施設の被害調査に関すること。 ●避難指定施設の運営保安全管理に関すること。 ○社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること。 ○社会教育団体との連絡調整に関すること。
消防対策部	消防班 (消防団)	●消防職員の動員に関すること。 ●消火活動に関すること。 ●災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ●被災者の救助、救出に関すること。 ●医療機関へ搬送する負傷者等の輸送 ●行方不明者の捜索に関すること。 ●被災者の避難誘導に関すること。 ●水防活動に関すること。 ・消防本部消防計画による事務分掌に従う。

注：指定職員は、課内において指名し人事異動の際は、総務企画課に報告すること。

6 本部会議

災害対策本部長は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、各部の班員の参集状況及び応急活動の緊急措置事項を報告する。

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、総務企画課長が行い、本部長が総括して進める。

(2) 本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 職員の参集状況、初動体制に関すること。
- ・ 管内の一次被害情報の収集、被害調査に関すること。
- ・ 人的な被害状況に関すること。
- ・ 家屋等の被害状況に関すること。
- ・ ライフライン(電気、ガス、上水道、電話等)の被害状況に関すること。
- ・ 医療機関の被害状況に関すること。
- ・ 道路、橋りょうの損壊状況に関すること。
- ・ バス等公共交通機関の被害状況に関すること。
- ・ 避難勧告、指示及び避難誘導に関すること。
- ・ 避難所の開設、避難場所の利用状況に関すること。
- ・ 負傷者への応急医療活動に関すること。
- ・ 自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 災害対策経費に関すること。
- ・ ボランティア、自主防災組織への協力要請に関すること。

第7 職員の動員・参集

1 勤務時間中における動員・参集

非常体制（4号）が発令された場合、班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- ・常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意すること！
- ・不急の行事、会議、出張等は中止すること！
- ・正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと！
- ・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること！

2 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務場所への参集

本部長から災害対策本部設置の発令を受けた総務班長（総務企画課長）は、直ちに各班長に班員全員の勤務場所への参集を指示する。各班長は、既に配備についている班員を通じ残る班員に勤務場所への参集を指示する。

(2) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの集会施設へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、避難所の設置・運営・応急救護活動に従事する。

(3) 一次被害情報の把握

参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(4) 被害情報の報告

班長は、班員の参集状況、参集途上に班員が収集した一次被害情報を危機管理班に報告する。

3 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- ・服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ・携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- ・参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。
- ・参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。

- ・勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援・救出を優先し、救援・救出後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難場所へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。
- ・必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ・自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。

第2章 防災活動

災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合に、災害予防活動または応急活動が万全になされるよう地方気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

実施機関	危機管理班
------	-------

第1 予報及び警報

1 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

(1) 予報及び警報等の対象区域

本村は、注意報・警報の標題に付加する細分区域は北部、真庭地域に属している。

(2) 予報及び警報等の種別

① 気象注意報等

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が一般の注意を促すため発表するものである。

② 気象警報等

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が一般の警戒を促すため発表するものである。

③ 気象等の情報

台風、大雨、竜巻等突風、その他の異常気象について、岡山地方気象台が刻々と変わる状況や、これらの推移を具体的に説明するため随時発表するものである。台風情報、大雨情報、竜巻注意情報、岡山県の記録的短時間大雨情報、その他の情報の種類がある。

2 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）と気象業務法（昭和27年法律第165号）とに基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報指定河川」において、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山河川事務所と岡山地方気象台とが共同して発表するものであるが、新庄村内には、平成20年時点において、「洪水予報指定河川」に指定されている河川はない。

3 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、土砂災害発生の恐れがあると予想されるとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

4 避難判断水位の到達情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣もしくは知事が指定する「水位周知河川」において、市町村長が発令する避難勧告の目安となる避難判断

水位に水位が達したとき、岡山県河川事務所若しくは関係県民局長が発表するものであるが、新庄村内には、平成 20 年度時点において「水位周知河川」に指定されている河川はない。

5 水防警報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼において、洪水による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所または関係県民局長が水防活動を必要と認めるとき、発表するものであるが、新庄村内には、平成 20 年時点において、「水防警報河川」に指定されている河川はない。

6 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

7 火災警報

消防法に基づき、村長が火災気象通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表できるものである。

【資料編】岡山地方気象台から発表される注意報

第 2 通信連絡

災害時における防災関係機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時における通信連絡の確保を図る方法等について定める。

1 通信連絡系統の整備

防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。村は、災害時における通信手段の確保として次の通信施設の利用を図る。

- ・有線電話、携帯電話
- ・防災行政無線（移動系）
- ・オフトーク放送
- ・有線放送
- ・消防無線
- ・CATV
- ・高度情報通信基盤
- ・岡山県防災行政無線（衛星系、地上系）
- ・岡山県警察無線（有線電話）
- ・非常無線通信協議会所属会員の無線

2 電話の優先利用

村の各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知または警告等を迅速に行うため、

電話の優先利用、または他機関の専用電話を利用することができる。

①災害時優先電話の承認

村の各機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ、集中を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社に申請し、承認を受ける。

②非常電話

天災その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、災害予防、救護等に関する市外通話については、すべての通話に優先して接続される。

③緊急通話

公共の利益のため、緊急に電話を要する市外通話については、一般通話に優先して接続される。

申し込みにあたっては、あらかじめ①により西日本電信電話株式会社の承認を得た災害時優先電話から、市外局番無しの 102 番へ申し込む。

3 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話または電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(1)非常通信

①非常通信の通信内容

非常通信の通信内容は次のとおりである。

- ・人命の救助に関するもの。
- ・災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- ・電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- ・暴動に関する情報連絡及び緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ・遭難者救護に関するもの。
- ・道路、電力施設、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ・中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ・災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

②非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼

に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

③非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

④利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(2)放送の依頼

知事及び村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

4 防災行政無線の運用

(1)移動局または携帯局の現地へ配置

災害が発生し、または災害の発生するおそれがあるときは、移動局または携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。

5 通信施設の応急措置

(1)公衆電話

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- ・可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- ・電力施設被災交換所には、移動電源車または大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- ・幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬型無線装置による復旧を図る。

(2)無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

(3)放送施設

放送施設においては次の応急措置をとる。

- ・放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、または他の番組と切り替え、放送に努める。
- ・中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- ・放送局からの放送継続が不可能となったときは、仮設の施設により放送の継続に

努める。

第3 情報の収集・伝達

気象予警報等の情報及び被害状況報告並びにその他の災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であり、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

1 一時被害情報の収集

総務企画課長は、非常体制（4号）が発令されたとき、速やかに管内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、災害対策本部（危機管理班）に報告する。

報告は、各種通信機器及び災害情報試験システムにて行う。システムが使用できない場合は、災害発生通報（様式1-1）に記入し各種の伝達手段を活用する。

■収集すべき一次被害情報

- ・被災者（死亡、重傷、軽傷）数
- ・道路等の破損状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況（全壊、半壊、一部損壊）
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・水害の発生、水防活動の状況
- ・ライフラインの状況
- ・救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
- ・避難所の被災状況

2 予警報等の受入、伝達

(1)勤務時間内の受入、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、総務企画課（本部設置時は危機管理班）が受け、関係課、関係団体等に連絡するとともに、全職員に周知させる。

(2)勤務時間外の受入、伝達

本部設置前にあつては、総務企画課または当直員が受信し、総務企画課長に連絡する。警戒本部設置基準に該当する場合には総務企画課は、直ちに総務企画課長に連絡する。本部設置時にあつては、危機管理班が受信し、関係課へ連絡する。

(3)一般村民への通報

村民に対する通報については、消防団、自主防災組織、自治会、保育所、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、有線放送、CATV、防災行政無線、広報車等により周知を図る。

(4)予警報等受領伝達簿

総務企画課（危機管理班）は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、予警報等受領伝達簿を作成する。

3 関係機関への連絡

(1) 県災害対策本部への連絡

発災直後において、村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ連絡する。

(2) 国への報告

災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害は次のとおりである。村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

- ・ 県において災害対策本部を設置した災害
- ・ 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- ・ 上記になるおそれのある災害

(3) 消防庁への報告

報告は消防庁を窓口とし、連絡先は下記による。なお、この報告は消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分		平日 (9:30～18:30) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	(発信特番) -69-048-500-90-47527	(発信特番) -69-048-500-90-47777
	F A X	(発信特番) -69-048-500-90-47537	(発信特番) -69-048-500-90-47553

(4) 消防庁及び県への報告

消防本部においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

(5) 県からの連絡

応急対策活動状況について村は、活動の状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を村へ連絡する。

4 災害情報の収集

(1) 情報連絡員の配置

- ・ 現地における災害の状況等を把握するため、本村を行政区単位に区分し、それぞれの地区に複数の情報連絡員を配置する。
- ・ 情報連絡員は、自治会、地域自主組織等の中から事前に指名する。
- ・ 情報連絡員は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において地区内の危険か所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にし情報を収集する。
- ・ 災害が発生した場合、または異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務企画課に通報する。

(2) 消防団

- ・消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
- ・災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険か所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
- ・災害が発生した場合または通報を受けた場合はその状況を調査し、直ちに所定の方法により、総務企画課へ通報する。

5 情報のとりまとめ

(1) 各班の連絡

各班は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時危機管理班に連絡する。

(2) 各班長への通報

危機管理班は、情報連絡員、各課（班）、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し総務部長に報告するとともに関係各班長に通報する。

(3) 情報の常時交換

危機管理班は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

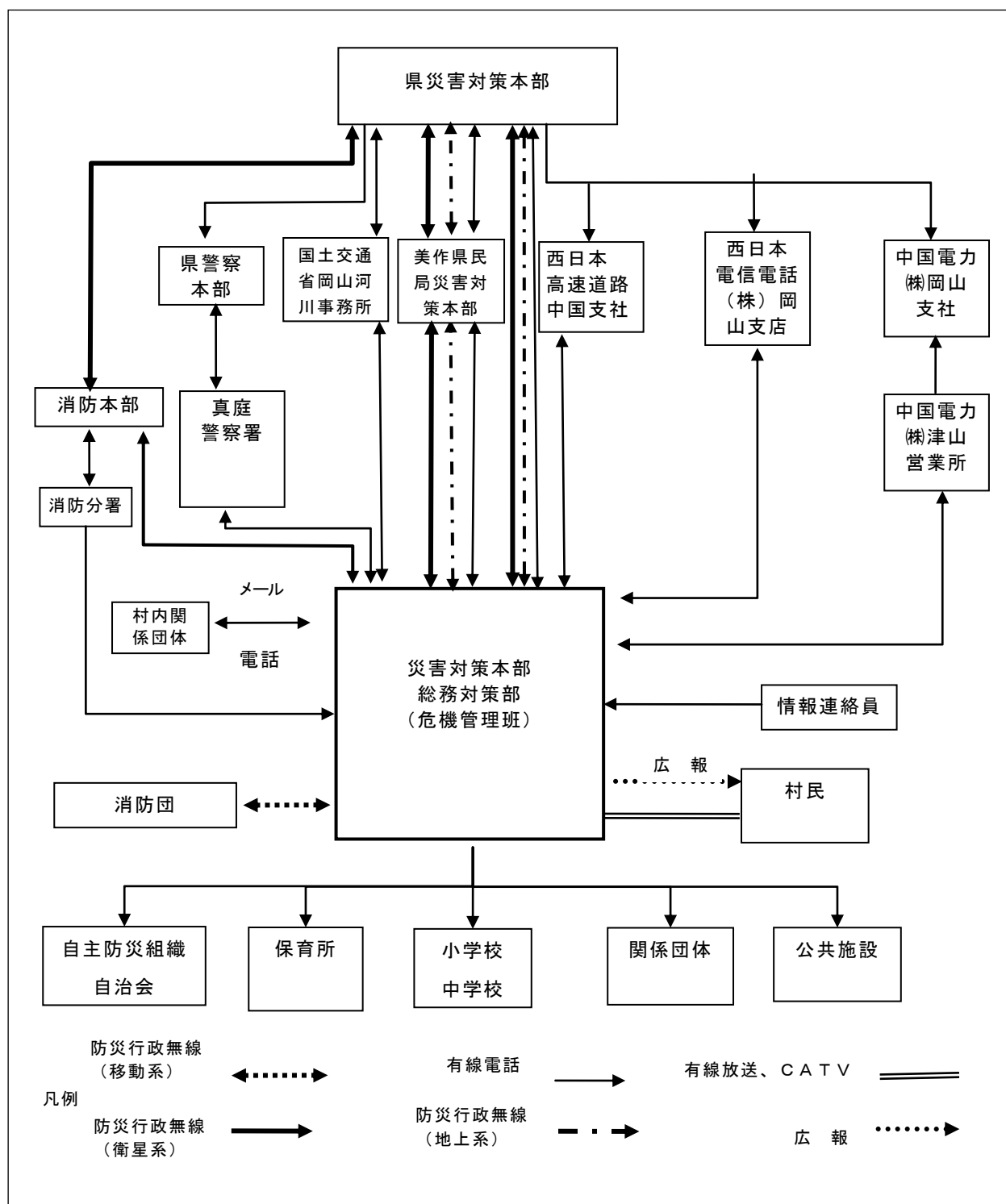
6 情報の収集・伝達系統

(1) 一次情報

各機関は、自己の所掌する事務または業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

■情報の伝達系統



(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長、警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報し、村長は、直ちに関係機関に通報する。

(3) 気象注意報・警報等の伝達

- ① 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。
- ② 気象注意報・警報等は、法令または地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。
- ③ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

【資料】気象注意報・警報等の伝達系統

(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

① 被害発生状況等

被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況（様式 1－1 及び 1－2 によること。）

② 人的被害・住家被害（様式 2 によること。）

③ 避難状況・救護所開設状況（様式 3 によること。）

④ 公共施設被害（様式 4 によること）

- ・ 河川被害
- ・ 貯水池・ため池被害
- ・ 砂防施設被害
- ・ 治山被害
- ・ 道路施設被害
- ・ 電信電話施設被害
- ・ 電力施設被害
- ・ ガス施設被害
- ・ 水道施設被害

[その他]

- ・ 商工関係被害等
- ・ 商工被害（様式 5 によること。）
- ・ 観光被害（様式 6 によること。）
- ・ 林野火災被害（様式 7 によること。）

（注 1）確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

（注 2）特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

（注 3）各様式は、様式編に記載

(5) 伝達系統

災害に関する村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和 30 年岡山県、岡山県教育委員会規則第 2 号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

第3章 災害広報及び報道

災害時の混乱した状態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するようにその広報及び報道の内容を中心に定める。

実施機関	広報班・村民班
------	---------

第1 実施体制

災害の総合的な広報は、総務企画課（災害対策本部設置時は広報班）が担当する。
総務企画課（班）以外の各課（班）は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務企画課（広報班）に提出する。
広報班はとりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

第2 災害広報

広報班は、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。

広報班は、村民に周知徹底を図るため、有線放送、CATV、防災行政無線、広報車等を活用し迅速的確な広報を行う。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要配慮者に配慮した伝達を行う。
また、避難勧告、避難指示又は避難準備情報の発令に関する情報については、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき、放送事業者と連携を図り、村民への周知を行う。

- ・ 災害の発生状況
- ・ 安否情報
- ・ 地域住民のとりべき措置
- ・ 避難勧告、避難指示又は避難準備情報の発令
- ・ 災害応急対策の状況
- ・ 道路情報
- ・ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ・ ライフラインの復旧状況
- ・ 二次災害に関する情報
- ・ その他必要事項

第3 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- ・ 災害関連番組
- ・ 災害関係の情報
- ・ 安否情報
- ・ 災害対策のための解説
- ・ 関係機関の告知事項
- ・ 道路情報
- ・ 被災地で不足している物資等の情報

第4 インターネットホームページ

村は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、村インターネットホームページによる情報を提供するように努める。

第5 問い合わせ窓口の設置

村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの安否確認などの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

窓口の設置は、村民班が対応する。

第6 応援協力

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

第4章 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続について定める。

実施機関	避難所運営班
------	--------

第1 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い、村長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

県及び村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁する必要があることがある。

■災害救助法による救助の実施種類

村長が 実施するもの	・避難所の設置 ・応急仮設住宅の設置 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ・医療及び助産 ・災害にかかった者の救出 ・災害にかかった住宅の応急修理 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・住居またはその周辺の土砂等の障害物の除去
知事が 実施するもの	・応急仮設住宅の給与 ・医療及び助産

※実際の救助に当たっては、県の実施分を村が、村の実施分を県が実施することが適当と認められるときは、県知事が実情に応じて決定する。

第2 適用基準

県及び村は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合または該当すると見込まれる場合は、後述「第3 村の措置」の手続きをとる。

本村の場合、本村の人口は1,019人（平成17年国勢調査値）であることから、次のような場合が該当する。

- ・住家の滅失した世帯数が30世帯以上である場合
- ・県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、村内の滅失世帯数が15世帯以上である場合。
- ・県下の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、村内の滅失世帯数が多数である場合。
- ・災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当する場合

【資料編】災害救助法の適用基準

第3 村の措置

村長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が「第2適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜、報告をする。

第5章 避難及び避難所の設置

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である村長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であり、避難の方法及び避難所の設置について定める。

実施機関	総務班・避難所運営班・保健医療班・調達班・商工班・交通輸送班・消防団・警察官・自衛官・水防管理者・知事または知事の命を受けた職員
------	--

第1 警戒体制

村は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

1 警戒体制

消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、情報連絡員との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難所に関する広報を実施する。

2 特別警戒体制

住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

3 警戒措置

梅雨期、大雨期には、地すべり及び急傾斜地崩壊危険区域については、雨水の排除に努めるとともに常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に注意する。また、土石流危険渓流についても巡回を行い渓流の流れ方、上流域の状況に注意し、異常が発見された場合は、警戒体制を整え、村長は、必要に応じ避難について指示するものとする。

第2 避難の準備・勧告・指示及び報告・通知

1 村長（災害対策基本法第60条第1項）

(1) 避難準備情報

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき地域の住民に対して避難準備情報の発令を行う。また、避難勧告等の判断の明確化を目的として情報・伝達マニュアルの整備に努める。

(2) 避難の勧告・指示

災害が発生し、または発生するおそれがあり、また特に必要があると認めるときは、予め定められた避難勧告等の具体的な発令基準に基づき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告または指示する。

【資料】避難勧告等判断基準マニュアル

(3) 必要な措置

消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、または発生のおそれがあるため、住民の身边に危険がおよぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立退きの勧告または指示について、必要な措置を行う。

(4) 避難勧告・指示の内容の報告

前号による避難のための立退きの勧告または指示を行ったときは、直ちに各課（班）長を通して、本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告する。

(5) 県への報告

村長は、避難の勧告・指示を行った場合は、美作県民局を通じ知事へ報告する。

(6) 災害対策基本法による避難の指示

各危険区域の情報連絡員、伝達方法、避難場所及び避難方法等については、表（避難場所及び誘導員等）のとおりである。

■災害対策基本法による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
村長	災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示し、勧告する。	災害対策基本法第 60 条第 1 項
知事	同上の場合 災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	災害対策基本法第 60 条第 5 項
警察官	同上の場合 村長が指示できないときまたは村長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第 61 条
村長	災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止または当該区域からの退去を命じる。	災害対策基本法第 63 条第 1 項
警察官	同上の場合 村長または委任を受けた村の吏員が現場にいないときまたは村長が要求したとき。	同上	災害対策基本法第 63 条第 2 項
自衛官	同上の場合 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にいるとき。	同上	災害対策基本法第 63 条第 3 項

■その他の法令による避難の指示

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令	消防法 第 28 条第 1 項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上	消防法 第 28 条第 2 項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第 14 条第 1 項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、または水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法 第 14 条第 2 項
知事、その命を受けた 県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示することができる。	水防法 第 22 条
知事、その命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示することができる。	地すべり等防止 法第 25 条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行 法第 4 条
自衛官	災害派遣を命じられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法 第 94 条

2 知事（災害対策基本法第 60 条第 5 項）

(1) 勧告・指示

災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった

ときは、村長が災害対策基本法第 60 条の規定により実施すべき措置の全部または一部を代わって実施する。

(2) 公示

村長の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示する。

3 水防管理者（水防法第 22 条）

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。

4 知事または知事の命を受けた職員（水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）

洪水の氾濫、または地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退くことを指示する。

5 警察官

(1) 警察官職務執行法第 4 条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、または必要な措置を講ずる。

(2) 災害対策基本法第 61 条による措置

村長による避難指示ができないと認めるとき、または村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、警察官はその措置を村長へ通知する。

6 自衛官（災害派遣時の権限）

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置を講ずる。

第 3 警戒区域の設定

1 村長（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

村長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

村長若しくは村長の職権を行う村吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する村長の職権を行うことができる。この場合、警察官は村長へ通知する。

3 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

村長（村の委任を受けてその職権を行う村吏員を含む）、警察官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する村長の措置をとることができる。この場合、自衛官は村長に通知する。

第 4 避難準備情報・勧告・指示の周知徹底

避難準備情報・勧告・指示の責任者は、周知徹底の方法としておおむね次のような措置を講ずる。避難理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により伝達するとともに、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき、放送事業者と連携を行い、周知徹底を図る。住民への伝達方法は次のとおりとする。

- ・ 有線放送
- ・ 防災行政無線
- ・ オフトーク放送
- ・ C A T V
- ・ あらかじめ定められた伝達系統を通し、口頭あるいはマイク等。
- ・ サイレン、警鐘による信号
- ・ 広報車、放送設備を装備する車両
- ・ 一般電話、携帯電話
- ・ 放送事業者

第 5 避難誘導及び移送

1 避難者の誘導

(1) 要配慮者

避難者の誘導は、高齢者・乳幼児、病人、身体障害者等の特に早期に避難を必要とする災害時要配慮者から行う。

(2) 集団避難

避難誘導にあたっては、避難所リストを参照し、避難所の位置を確認した上で、道路の被災状況、がけ崩れ危険箇所等により、危険箇所を避け安全の確保を第一に誘導する。

要配慮者の本人確認及び避難誘導にあたっては、特に家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自治会・消防団・民生委員の協力を得て行う。

避難誘導は次の要領に従い実施する。

■避難誘導要領

留意	留意事項
①避難誘導体制	・誘導責任者は消防署員若しくは総務企画課の職員とする。 ・誘導員は当該地域の消防団員、自主防災組織とする。 ・産業建設課職員を避難場所及び危険区域に配置する。 ・村長は、開設する避難場所を県警察に連絡し、危険区域の警戒及び避難勧告、指示の応援を要請する。
②優先して避難させるべき者	・高齢者、障害者、傷病者、子ども、乳幼児等の要配慮者 ・先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
③移送の方法	・自力で避難できない場合は、近隣住民所有の自家用車両及び協力を得て避難所、施設に移送する。 ・広域医療機関への移送については、高速道路を利用する。 ・大規模な移送を要し、村では対応できない場合は、近隣市町及び県に応援要請を行う。
④誘導時の留意事項	・誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・危険地点には、標示、縄張りを行う。 ・浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。 ・誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
⑤避難者への周知徹底事項	・戸締り、火気、通電の始末を完全にする。 ・携帯品は、必要最小限のものにする。（タオル、チリ紙、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等） ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

2 移送、輸送

(1) 移送、輸送の原則

避難の移送、輸送は、原則として避難者各自で実施するが、状況によっては真庭警察署及び村職員が行う。

(2) 自力立退きが不可能な場合

避難者が自力で立退きが不可能な場合、村長が必要と認めたとき、または避難者の要求があったときは、近隣住民の協力のもとに、車両等を確保し、移送、輸送を行う。

(3) 大規模な立退きの場合

災害が広域に及び大規模な立退きを要し、新庄村で処理できない場合は、県知事に、避難者の移送、輸送を要請する。

(4) 避難路の設定

避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、避難路を2箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。

(5) 交通孤立地区等が生じた場合

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等による避難についても検討し、必要に応じて県に要請する。特に孤立する可能性が高い集落の離着陸場所の確保については事前に研究を行う。

第6 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき村長が実施し、同法が適用されない災害または同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として村長が開設し、その旨を公示する。収容対象者は、次のとおりとする。

- ・収容対象者は、災害によって現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者とする。
- ・避難命令が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。

【資料】避難場所（施設）

第7 収容の期間

災害救助法適用の救助による避難所の開設、収容保護の期間は原則として、災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなったものは、逐次退所させ、期間内に完了する。

ただし、開設期間内にり災者が住居または仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、村長は、設定期間内に県本部に開設期間の延長を要請する。

第8 避難所開設状況等の報告

村は、避難所を開設したときは、速やかに美作県民局経由で県本部に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について、電話等により行う。

開設状況報告	避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等
収容状況報告	施設別、収容人員、開設期間の見込み等
閉鎖報告	施設別閉鎖日時

第9 避難所の安全管理

村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、避難所運営班を配置する。なお、次の各種記録を備えつけ、整備する。

- ・避難所収容台帳
- ・避難所収容者名簿
- ・避難所用物品受払簿
- ・避難所設置及び収容状況

1 収容人員の把握

避難所運営班は、避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

2 流言、飛語の流布防止

避難所運営班は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

3 再避難の検討

村は、避難所が万一危険となった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

4 負傷者への対応

避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに保健医療班による適切な措置を講ずる。

5 物資の配給等

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、調達班、商工班、交通輸送班による適切迅速な措置を講ずる。

6 長期化への備え

村は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化に伴い、プライバシーの確保や避難者の中から代表者等を選任し、運営に関する規則の掲示等を避難者に周知し運営の長期化に備える。

第10 二次的避難地への移送

村は、災害による被災の状況が厳しく、避難生活の長期化が見込まれる場合は、デイサービスセンター等を二次的避難所として指定し、避難生活者のうち高齢者、障害者、妊婦、乳幼児を抱える者など災害時要配慮者の被災者を避難所から移送することとする。

第 11 応援要請

1 避難者の誘導及び移送の応援要請

村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村または県へ避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 避難所の開設の要請

村は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村または県へ避難所の開設について応援を要請する。

3 応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第6章 消火活動

火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、組織施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等の消防活動は次による。

実施機関	総務班・消防本部・消防団
------	--------------

第1 動員計画

1 招集計画

勤務時間外、休日等における消防職員の非常連絡は次のとおりとする。

(1) 大災害発生の場合

大災害が発生した場合、通信施設の途絶が予想されるため、勤務時間外、休日等において、消防職員は自主的に参集することを原則とし、所属する署または所轄する災害現場へ参集する。

(2) 災害発生の場合

消防職員は、通信施設利用可能な場合、非常連絡を必要とする注意報警報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

2 応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を村長に告げ、村長は必要に応じ、消防相互応援協定に基づき応援要請をする。

応援消防隊の指揮は、その都度村長が特命する。応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

■ 応援要請の明示

- ・ 災害の状況
- ・ 応援車両の種類
- ・ 必要人員
- ・ 到着希望日時

第2 消防施設の整備

1 消防機械器具

消防本部は、現有の消防機械器具を更新等により確保し、整備充実を図る。

2 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安全管理するとともに、水利不足の地域について、計画的に増設を図り、プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また用水路改修の際は消防用ピットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

第3 消防活動計画

1 火災警報

村長は、火災気象通報が発せられた場合または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災に関する警報を発する。

(1) 火災警報発令基準

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・実効湿度が70%以下、最少湿度が40%以下で、最大風速が毎秒7m以上となる見込みのとき。・平均風速が10m以上のとき。または10m以上になる見込みのとき。・実効湿度65%以下のとき。 |
|--|

(2) 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、防災行政無線、CATV、オフトーク放送、有線放送、広報車等により村全域に周知徹底を図るものとする。

2 火の使用制限

村長は、前記の警報を発した場合は、その解除までの間、別に定めるところにより、村民の火の使用を制限する。

3 異常気象時における消防対策

村は、強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、または火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には、防災行政無線、CATV、オフトーク放送、有線放送、広報車等により一般住民の警戒心の喚起につとめ、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期する。

4 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

村は、火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域や大規模な木造建築物、中層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに消防活動計画の策定を指導し、火災防止、人命救助等の訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

5 危険物防御対策

(1) 危険物火災

村は、次の措置を講ずる。

- ・危険物、指定可燃物などの火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。
- ・消火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者または後着隊の上級指揮者が決定する。
- ・初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関、または県警察に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(2) 爆発火災

爆発により火災が発生し、または爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

高压ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせたのち、付近の施設または対象物などへの延焼防止策を図る。

6 自衛消防隊

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに、火災の現場においては、消防長、消防署長または消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、身体、財産の保護及び火災の防御、鎮圧に協力する。

7 緊急避難対策

ガス、火薬、危険物の漏えい等の事故が発生した場合、又は火災の現場において、警戒区域の設定、退去の命令は、常に第1線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職団員が的確に行う。

退去命令の基準

- ・火災が拡大するおそれがあるとき。
- ・爆発のおそれがあるとき。
- ・その他居住者の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

第4 大規模な火災対策

大規模な火災が発生し、または火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地・林野火災等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

1 情報収集連絡

村は、大規模な火災の発生した場合には、火災の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

2 消火・避難活動

(1) 住民の避難誘導

村は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

(2) 立入禁止区域を設定

真庭警察署は、大規模な火災が発生した場合、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

(3) ヘリコプター等の要請

村は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握を県に要請し、その他の活動を行う。特に、林野火災については、必要に応じて空中消火の活動を要請する。

3 交通の確保・緊急輸送

真庭警察署は、大規模な火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

4 救助・救急活動

村は、火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、集団事故災害対策により活動を実施する。

5 応援要請

(1) 他市町村への応援要請

村は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。

特に林野火災については、ヘリコプターによる偵察及び空中消火や近隣市町村の応援による消火・防御活動等が、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。また、化学消火薬剤、林野火災対策用資機材が、村で確保することが困難な場合には、県またはその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 他市町村からの応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第7章 救出

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救出し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

実施機関	自主防災組織・消防本部・消防団・県・真庭警察署
-------------	-------------------------

第1 実施内容

村及び真庭警察署は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助活動及び負傷者については、緊急車両による医療機関等への搬送活動等を行う。

第2 応援協力関係

1 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 要員及び資機材の応援要請

村は、救出活動の実施が困難な場合、他市町村または県へ救出活動の実施またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。また、必要に応じ、知事は緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

3 災害発生事業所等

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

4 応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第8章 食料の供給

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じまたは支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を補完するため、米穀等の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。

実施機関	調達班・自主防災組織・日赤奉仕団・中国四国農政局・県
-------------	----------------------------

第1 米穀等の応急供給

1 米穀の確保

村は、炊き出し給食を行うなど米穀等の確保の必要があるときは、次により確保する。

(1) 米穀

事前に登録小売業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

登録小売業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(2) 乾パン

引き渡し場所として指定避難所を指定し、県に対し、確保を要請する。

2 米穀の確保が困難な場合

村は、上記による方法で米穀の確保が困難な場合かつ直接知事の指示を受けることができないときには、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定」に基づき、中国四国農政局長に緊急引き渡しの要請を行い、政府米を確保することができる。

第2 炊出しその他による食料の給与

1 炊出し

村は、乾パン、飯缶をもって応急的な食料の供給を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パンまたは米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。また、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、現物をもって支給する。

2 炊出し場所

炊出しは、避難所の庭・グラウンドなどの利便を考慮し、衛生管理にも充分配慮して場所を選んで実施する。

3 調達困難な場合

村は、炊出し用米穀を必要に応じ米穀小売業者から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

第 3 応援協力関係

村は、自ら炊出しその他による食料の給与の実施が困難な場合、他市町村または県へ炊出しその他による食料の給与の実施またはこれに要する要員及び食料につき応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第9章 飲料水の供給

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるので、その方法等について定める。

実施機関	水道班・避難所運営班・日本水道協会岡山県支部・県・自衛隊
------	------------------------------

第1 飲料水の供給

1 水源が被災した場合

村には6箇所の浄水場があり、一部の浄水場が被災した場合でも村内最寄りの被害を受けていない浄水場から飲料水を供給できる体制の確保に努める。困難な場合は自衛隊その他関係機関に要請するとともに、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、広報班と連携し給水車による応急給水を実施する。

2 避難所における飲料水の供給

避難所運営班は、飲料水として、当面1人1日3リットルの確保を目標にペットボトルなどにより応急給水を実施する。

3 優先応急給水の実施

水道班は、医療、福祉施設への優先応急給水を実施する。

第2 応援協力関係

村は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、他市町村、日本水道協会岡山県支部または県へ飲料水の供給の実施またはこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

県は、村の実施する飲料水の供給につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10章 被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。

実施機関	商工班・社会福祉協議会・日本赤十字社岡山県支部・県
------	---------------------------

第1 実施内容

村は、被害状況及び世帯構成人員に応じて、村の備蓄品の放出、生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達、県への応援要請を通じ一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与または貸与する。

第2 日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し毛布、日用品セット、バスタオル等を支給する。

第3 住民の備蓄

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品または調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品または調達により対応できない場合には、村に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

第4 応援協力関係

村は、自ら生活必需品等の給与または貸与の実施が困難な場合、他市町村または県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施またはこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第11章 医療・助産

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制を整備する。

実施機関	保健医療班・新庄村内科診療所・消防本部・県
-------------	-----------------------

第1 医療

1 医療救護班の編成

村長は、村内の病院及び村内診療所を救護所として指定し、医療救護班を編成して医療にあたるものとするが、そのいとまのない場合は最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講ずる。

2 医療救護班の派遣要請

村は、医療救護班が不足する場合は、県や日赤岡山支社へ医療救護班の派遣を要請する。この場合、村内の診療所を救護所として指定する。

3 重傷患者の移送

重傷患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、災害拠点病院へ移送して治療する。

4 医薬品等の搬送

保健医療班は、医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ搬送する。

第2 助産

助産については、村外の病院で対応する。

第3 応援協力関係

医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力をもとめる。

村は、村内の医師をもってしても医療の実施が困難な場合、他市町村または県へ医療の実施またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第12章 死体の搜索・検視・処理・埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視、処理、埋葬を行う必要があることから、その方法について定める。

実施機関	村民班・環境衛生班・真庭警察署・真庭美新火葬場・県
-------------	---------------------------

第1 死体の搜索

村は、真庭警察署、防災関係機関の協力を得て、死体の搜索を行い、死体を発見したときは、速やかに収容する。

第2 死体の検視、処理

1 死体の検視

真庭警察署は、医師会、歯科医師会の協力を得て、収容した死体について検視（見分）を実施する。

2 死体の洗浄、縫合、消毒

村は、検視（見分）及び医学的検査を終了した死体について、死体識別のため死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

3 死体の一時保存

死体の身元識別のために相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、地元自治会等と協議の上、死体の安置場所（総合体育館等）を定め、死体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで一時保存する。

第3 死体の埋葬

村は、自ら死体を埋葬または火葬に付し、または棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬にあたっては、次の点に留意すること。

- ・身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬とする。
- ・被災地域以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

第4 応援の要請

村は、自ら死体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、他市町村または県へ死体の搜索、処理、埋葬の実施またはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第13章 防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動の実施、その方法について定める。

実施機関	保健医療班・環境衛生班・新庄村内科診療所
------	----------------------

第1 防疫

1 検査調査及び健康診断

県は保健医療班の協力を得て、被災者の感染症の調査、健康診断、衛生指導にあたる。

2 消毒等

村は、防疫班（環境衛生班）を編成するとともに、被災の直後に自治会や自主防災組織等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

3 仮設トイレの設置

村は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

4 ねずみ、昆虫等の駆除

村は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

5 避難所の防疫

村は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

6 臨時予防接種

村は、県から予防接種による予防措置を講ずるよう命令があった場合は、臨時予防接種を実施する。

7 その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

第2 災害時要配慮者への配慮

高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、社会福祉協議会、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第3 巡回健康相談等

村は、保健師等が加わる保健医療班による巡回健康相談等を実施する。

第4 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、保健医療班の訪問や保健所等との連携による精神保健相談等により心のケアを実施する。

第5 応援協力の要請

1 臨時予防接種

県が実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

2 応援の要請

村は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他町村または県へ防疫活動の実施またはこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。

3 他市町村への応援協力

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第14章 清掃

被災地から排出されたごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集、運搬、処理して生活環境の保全を図ることについて定める。

実施機関	環境衛生班
------	-------

第1 ごみ・し尿の収集、処理

村は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。あわせて処理に関わる組織・体制の整備に努める。

ごみを収集する場合には、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施し、収集したものは、村有地の中から適地を選定し、仮置場として集め、リサイクルを基本に分別、破碎等を行う。し尿を収集する場合には、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に投入し処理する。

さらに、仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

また、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行い、県及び国との情報共有に努める。

災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画の作成に努める。

第2 死亡獣畜の処理

村は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

第3 応援協力の要請

村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

また、相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第 15 章 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理または障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、または障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

実施機関	調整班・建設班
------	---------

第 1 応急仮設住宅の設置

1 設置場所の選定

建築場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所として、村有地の中から設置場所を選定する。なお、各地区の被害の状況等に応じて適宜、設置場所を選定する。

相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 管理及び処分

(1) 管理

応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 処分

応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡または解体撤去の処分を速やかに実施する。

(3) 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第 2 住宅の応急修理及び障害物の除去

村は、直接または建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

第 3 災害時要配慮者への配慮

村は、応急住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等災害時要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、災害時要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第 4 応援協力関係

村は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村または県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに

障害物の除去の実施またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。
なお災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は県が行う。

第16章 文教災害対策

災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

実施機関	教育班・教育施設班・生涯学習班・小中学校・
------	-----------------------

第1 児童・生徒等の安全管理

1 臨時休校の措置

災害が発生し、または発生のおそれがあるとき、小・中学校長は、常に気象情報等に注意するとともに、危機管理班、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休校等適切な措置を講ずる。

2 避難予定場所

校長は登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

小・中学校においては、大雨等の警報が発せられた場合は、状況等をみながら集団下校等の措置を講ずる。

避難予定場所の名称、所在地等については、常に児童、生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に、児童、生徒の動向を連絡できるような体制をも考慮しておくものとする。

第3 応急教育の実施

1 建物の応急修理

被災した建物は、応急修理の上使用可能な場合は、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上の安全の確認を行った後、使用することとする。

2 応急教育の実施

小・中学校長は、学校教育施設が被災し、応急修理によっても使用不能の場合、各小・中学校間で災害を受けていない学校の余裕教室の活用等により、応急教育を実施する。また、この場合教室の不足がある場合は、二部授業や分散授業の実施についても検討する。

3 民有施設等の借上げ

村、相互利用でも必要教室が確保できない場合は、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借上げることとする。この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

4 応急使用の措置

校長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について教育施設班と協議し、教育委員会へ報告する。

5 スクールバス等

教育班は、応急教育の場所として、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校舎が借用できないときは、スクールバス等による教員、児童生徒等の通学の便宜を図る。

第4 社会教育施設等の保護

1 社会教育施設等

生涯学習班は、社会教育施設等の利用者の安全な避難誘導を行う。

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、または利用者に開放する場合は、学枚施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

2 文化財

教育施設班は、国指定の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条により県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 8 条、第 27 条及び第 36 条により県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国、県の技術指導により実施する。

第5 教科書、文具の確保と給与

村は、災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講ずるものとする。

教育班は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村または県へ応援を要請する。

第 6 被害状況、休業措置等の報告

村は、被害が発生した場合は、県教育委員会に、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 48 条等により、教育委員会または知事へ同様に報告する。

第 7 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、村から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校職員の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営班、教育施設班と協力し地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、危機管理班とともに、村教育委員会または県教育委員会へ報告する。

第 8 応援協力団体

村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村または県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。

村は、他市町村からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第 17 章 社会秩序の維持

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

実施機関	危機管理班・真庭警察署
-------------	-------------

第 1 県警察（真庭警察署）の措置

真庭警察署は、村をはじめ関係機関と連携を密にして次の措置を講ずる。

- ・避難地、警戒区域及び重要施設等の警戒
- ・民間防犯活動に対する指導
- ・不法事犯等の予防及び取締り
- ・その他治安維持に必要な措置

第 2 応援協力

村は、真庭警察署の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第 18 章 交通規制

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

実施機関	交通輸送班・道路管理者・県公安委員会・真庭警察署
------	--------------------------

第 1 県公安委員会、県警察（真庭警察署）による交通規制

1 交通規制

県公安委員会、真庭警察署は、災害の発生するおそれがある場合または災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進及び一般交通の安全を図るために、次の措置をとる。

(1) 緊急交通路の確保

災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出、救護等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

(2) 危険道路における通行の禁止、制限等

道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能または危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

(3) 交通渋滞の防止

その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

2 緊急通行車両以外の車両の通行禁止または制限

県公安委員会、真庭警察署は、災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域または道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

3 広域緊急援助隊の出動要請

真庭警察署は、被害の規模に応じて速やかに広域緊急援助隊の出動を要請する。

第 2 道路管理者による通行の禁止または制限

1 通行の禁止または制限する基準

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止または制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

2 通行の禁止または制限

道路管理者は、災害の発生するおそれがある場合または災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合または被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、真庭警察署と協議して、

区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

3 道路標識の設置

道路法による道路の通行を禁止または制限するときは、直ちに禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

4 復旧予定時期の明示

復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3 相互連絡

県公安委員会、真庭警察署及び道路管理者、交通輸送班は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止または制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

第4 交通規制の標識等

交通輸送班は、道路の通行を禁止または制限するときは、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区域等及び期間を記載した標示または道路標識を設置する。

ただし、緊急を要するため、標示または道路標識を設置するいとまがないときまたは設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講ずる。

第5 道路の通行を禁止または制限の広報

交通輸送班は、道路の通行を禁止または制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関、広報班等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、真庭警察署と協議し適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第19章 道路啓開

災害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議し、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

実施機関	交通輸送班・建設班・各道路管理者・真庭警察署
-------------	------------------------

第1 県で定める緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路を第2次緊急輸送道路に指定している。

本村においては、国道、主要地方道が第2次緊急輸送道路に指定されている。

第2 村で指定する緊急輸送道路

村役場と集落を結ぶ緊急輸送道路となる対象路線は、第2次緊急輸送道路と重複するために指定していない。

第3 緊急輸送道路の啓開

1 緊急点検パトロール

建設班は、災害発生に伴う道路への影響を考慮し、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

2 県の対応

県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、日本道路公団及び本四公団において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

3 応援協定等の締結

道路管理者は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4 障害物の除去

道路管理者及び真庭警察署は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第20章 輸送

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

実施機関	交通輸送班・県公安委員会・真庭警察署・各輸送機関
-------------	--------------------------

第1 輸送力の確保

自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

第2 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（総務部、美作県民局真庭地域事務所）または県公安委員会（県警察本部交通規制課、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第3 輸送拠点の確保

1 輸送拠点の確保

村は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設（道路等）について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 臨時ヘリポート

村は、施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

第4 応援協力関係

1 他市町村または県への応援要請

村は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村または県へ輸送活動の実施または自動車等の確保について応援を要請する。

2 自衛隊その他輸送機関への応援要請

村及び県以外の各機関は、自ら輸送活動の実施が困難な場合、（１）に準じ中国運輸局を始め（社）岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保につき応

援を要請し、または自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施につき応援を要請する。

3 他市町村からの応援要請の協力

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第5 緊急輸送の実施

1 道路管理者

(1) 被害状況を把握

各道路管理者は、高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

(2) 民間（土木建築業者）等の協力

道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て応急に実施する。

2 県公安委員会・県警察

(1) 隣県警察との協力

県公安委員会・真庭警察署は、被災地直近はもとより広範囲な交通規制を行い、必要により隣県警察の協力を得る。

(2) 緊急通行車両の事前届出

村は、緊急通行車両について、平常時から事前届出によりあらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

第6 災害対策本部の輸送ルート調整

県及び村災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供または指示をする。

第7 人員、物資の輸送順位

1 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制をするなど緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。輸送第1段階では、特に次の輸送に配慮するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 人命の救助等に要する人員、物資・ 応急対策に必要な人員、資材 |
|---|

2 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）・ 応急復旧等に必要な人員、物資 |
|--|

第 21 章 電気の供給

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

実施機関	中国電力㈱
------	-------

第 1 災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施するとともに、中国電力㈱においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

第 2 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

第 3 復旧予定時期の明示

復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第 4 応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

応急工事が実施困難な場合、資機材・要員の確保について、他の電気事業者の応援を要請する。

第22章 ガスの供給

ＬＰガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、エルピーガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）及びエルピーガス防災協議会及びオートガススタンド協会（以下「協議会等」という。）は、災害対策要綱等に基づき、村と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。

特に避難場所となる公共施設や老人ホーム等の災害時要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

実施機関	ＬＰガス販売事業者・エルピーガス協会・支部
-------------	-----------------------

第1 応急措置

1 情報の収集

ＬＰガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、ＬＰガス消費設備による被害の発生状況に関する情報の収集(電話等)を開始する。

2 二次災害の防止

ＬＰガス販売事業者は、被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止め、緊急措置マニュアルにしたがって早期にＬＰガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

第2 緊急点検

ＬＰガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。

第3 協会支部及び協議会等

協会・支部及び協議会等は、自社の顧客先で被害が発生した時は、緊急措置の実施とあわせ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、ＬＰガスの早期安定供給に努める。

第23章 水道の供給

水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

実施機関	水道班
------	-----

第1 応急給水の実施

水道班は、水道施設の減・断水の被災状況により、施設の機能回復までの暫定措置として、臨時給水所を設置し、給水車や給水タンクによる応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、障害者や高齢者など災害時要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

村には2箇所の浄水場があり、一部の浄水場が被災した場合でも村内最寄りの被害を受けていない浄水場から飲料水を供給できる体制の確保に努める。

第2 災害時における応急工事

水道班は、災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、応急給水を実施するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

第3 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

第4 復旧予定時期の明示

復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第5 応援協力関係

村は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、県、非被災市町村に応援を要請する。

要請にあたっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

第24章 防災営農

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

実施機関	農林班・調達班
------	---------

第1 農地及び農業用施設に対する応急措置

1 農地

村は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水または堤防切開工事等により、湛水排除を図る。

2 排水機

村は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土嚢積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

3 ダム・ため池

県、村は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水導管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

4 用排水路

村は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

5 頭首工

村は、頭首工の保全についても必要な措置を講ずるとともに、決壊するおそれがある場所は、応急工事を行う。

第2 農作物に対する応急措置

1 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、村、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

村は、災害に備えてビニールハウス等の施設の補強、農作物の倒伏防止等を指導する。

2 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子粃の供給が困難な場合、広島食糧事務所岡山事務所等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子粃を斡旋するよう依頼し、その確保に努める。

3 病虫害の防除

村は、病虫害の異常発生、またはそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県や農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

4 凍霜害防除

村及び農業協同組合は、防災行政無線やCATV、オフトーク放送、有線放送、広報車等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

第3 家畜に対する応急措置

1 家畜の管理指導

村は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

2 家畜の防疫

村は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動を制限する等のまん延防止措置を講ずる。

第4 林産物に対する技術指導

1 災害対策技術指導

県は、村、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

2 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

3 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動につき技術指導を行う。

第5 農業用施設に対する応急協力

村は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

村は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

村は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第 25 章 水防活動

洪水による水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

実施機関	交通輸送班・水防管理者・消防本部・消防団・河川管理者・ため池等管理者・ダム管理者・真庭警察署
------	--

第 1 水防活動

水防管理者である村長は、消防団を指揮して次の業務を行う。

1 連絡

村長は、常に国土交通省岡山河川事務所、美作県民局、真庭警察署並びに隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打合せをし、定めた連絡方法により、密接な連絡をとる。

2 情報収集及び記録

村長は、村内の県管理の各河川の状況を把握するため、水位観測所のテレメータ一情報の収集に努めるとともに、堤防・護岸の異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、美作県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。

3 警戒監視

監視は、原則として担任区域の消防団があたり、必要により職員を適宜配備する。

消防団は、随時担任区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を消防団長を経て、村長に報告し、応急工作など必要な措置を行う。

4 出動

(1) 出動準備

村長は、次の場合は消防団に対して出動準備をさせるものとする。

- ・ 県関係の水位観測所において河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- ・ 気象状況等によって洪水の危険が察知されるとき。

(2) 出動

村長は、県関係の水位観測所において河川の水位がはん濫注意水位に達したときは直ちに消防団をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるものとする。この場合は、直ちに美作県民局長に報告するものとする。

5 援助の要請

村長は、水防のため必要があるときは、真庭警察署長に対して警察官の出動を要請するものとする。

また、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者または水防現場にいる者を水防作業に従事させることができるものとする。

6 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止または制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

7 水防活動

(1) ダム、ため池、水門等の操作

ダム、ため池、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

(2) 水防活動

河川、堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、村長は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

(3) 決壊等の通報及び決壊後の処理

村長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を美作県民局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(4) 避難のための立ち退き

洪水の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、村長は、必要と認められる区域の居住者に対し、有線電話、携帯電話、防災行政無線（同報系、移動系）、オフトーク放送、有線放送などの方法により、立ち退きまたはその準備を指示する。

立ち退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

8 湛水排除

村は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、排除ポンプにより排除を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

第2 応援協力関係

村長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者または消防機関の長に対して応援を求めることとする。この場合、応援のため派遣される者は、所要の機具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。このため、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておくものとする。

第 26 章 自衛隊の災害派遣

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命または財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、自衛隊に災害派遣を要請する。

実施機関	総務班・県
------	-------

第 1 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

1 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

2 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬積込等の水防活動を行う。

5 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火にあたる。

6 道路または水路の啓開

道路または水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。

7 診察、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

8 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

10 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

11 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づいて救援物資を無償貸付し、または譲与する。

12 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

13 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

14 その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所用の措置を講ずる。

第 2 災害派遣要請等手続き

1 知事等の派遣要請

知事等は、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請する。自衛隊の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにする。

- ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

2 村長の派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請要求書の提出

村長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 要求書の提出が出来ない場合

村長は、(1) によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官または自衛隊に通知することができる。この場合において、村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3 撤収要請依頼

村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときまたは必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統

■ 自衛隊の災害派遣要請要求

① 要請手順 村長→要請権者（知事）→第 13 特科隊長（日本原駐屯地司令）

② 日本原駐屯地連絡先 電話 0868-36-5151（内線 237）

Fax 0868-36-5151（内線 238）

防災行政無線 6440-031（交換室）

6440-038（宿直室）

6440-039（3 科・F A X 併用）

5 自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

③ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第3 災害派遣部隊の受入

村長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

- ・派遣部隊との連絡職員を指名する。
- ・応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ・部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ・自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

第4 ヘリコプターによる災害派遣

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者または管理者との十分調整を行う。

- ・着陸地点及び無障害地帯の基準
- ・着陸地点には、基準のH記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- ・ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ・砂塵の舞い上がる時は散水する。
- ・ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
- ・物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ・離着陸時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

第5 災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、下記の基準とする。

- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料。
- ・派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費

第6 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を村長等に通知しなければならない。

■災害派遣時における自衛官の権限

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策 基本法	警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	63条3項	
	他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管 64条9項
	住民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償 84条
	自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の33項	
自衛隊法	警察官がその場にいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		

第 27 章 応援・雇用

大規模な災害が発生した場合、村等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

実施機関	総務班
------	-----

第 1 職員の応援または派遣要請

1 他の市町村に対する応援要請

村長は災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、または他の市町村に対して直接に応援を要請する。

村長は、次に掲げる事項を記載した文書によって応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭あるいは電話等により行い、事後文書によって処理する。

- ・被害状況
- ・応援を要する救助の種類
- ・応援を要する職種別人員
- ・応援を要する期間
- ・応援の場所
- ・その他応援に関し必要な事項

2 指定地方行政機関の職員の派遣の要請

村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する（災害対策基本法第 29 条）。

■派遣要請事項

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

3 職員の派遣のあっせん

知事または村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣または知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんに求めるものとする（災害対策基本法第 30 条）。

- ・派遣のあっせんに求める理由
- ・派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第2 労務者等の雇用

1 要員の確保

災害応急対策を実施するため必要な労務者の雇用については、関係班の班長が市本部長に届けて、それぞれ雇用する。

なお、要員の確保については、あらかじめ公共職業安定所及び土木建設事業者等と協議し、必要な措置を講じておく。

2 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内（当該地域の職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。

ただし、法令その他により別に基準のあるものについてはこの限りでない。

3 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- ・被災者の避難
- ・医療及び助産における移送
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・救助用物資の整理、輸送及び配分
- ・死体の搜索及び処理

第 28 章 ボランティアの受入、活用

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。ボランティア活動が円滑に行われるよう、村及び村社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会との連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

実施機関	避難所運営班・保健医療班・社会福祉協議会
-------------	----------------------

第 1 村の措置

村は、新庄村ふれあいセンターをボランティア活動の拠点として提供するとともに、開設した避難所等のボランティアニーズを把握し、ボランティア現地本部に情報の提供を行う。

第 2 村社会福祉協議会の措置

村の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、以下の業務を行う。

- ・被災地のボランティアニーズの把握
- ・ボランティアの受付及び登録
- ・ボランティアのコーディネート
- ・ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- ・ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- ・ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- ・ボランティア活動の拠点等の提供
- ・ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又は救援本部への派遣要請
- ・その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

第 3 ボランティア救援本部の設置

ボランティア現地本部が被災により機能を充分果たせない場合は、その近隣市町村の社会福祉協議会は、ボランティア県本部及び当該現地本部と協議の上、ボランティア救援本部を設置し、当該現地本部の機能の一部又は全部を担う。

第 4 専門分野のボランティア関係機関等の措置

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

第5 ボランティアの健康に関する配慮

避難所運営班は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

保健医療班は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、健康相談の実施等の措置を講ずる。

ボランティアグループの宿泊場所として村管内の宿泊可能な公共施設等を提供する。

第 29 章 義援金品等の募集・受付・配分

各方面から村に対して、寄託される義援金品等の募集、受付、配分等について定める。村は、村、県、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、県及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

実施機関	会計・財政班
------	--------

第 1 義援金品の受付

村に寄託される義援金品は、原則として会計・財政班を窓口として受け付け、会計課において収納する。

第 2 義援金品の配分

1 配分の基準

村に寄託された義援金品及び県または日本赤十字社等から配分を委託された義援金品の配分にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成等を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分する。

2 配分計画の作成

義援金品の配分については、会計・財政班及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。義援金品の配分は、会計・財政班が、各地区及び各種民間団体の協力を得て実施する。

3 配分方法

配分にあたっては、社会福祉協議会及び自治会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

第 3 義援金品の保管、輸送

1 義援金品の輸送

義援金品の輸送は、「輸送活動」による。

2 保管

義援品の保管については、会計・財政班室が配分が完了するまで一時保管場所として庁舎内の適当な場所を確保するものとする。

第 4 郵便はがき等の交付

郵便局は、災害の状況により必要と認めるとき、被災者に対して郵便はがき、郵便書簡を交付する。

第 5 お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

郵便局は、救援物資の調達の費用に当てるため被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

第 6 連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第30章 雪害対策

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

実施機関	建設班・交通輸送班・道路管理者・消防団
------	---------------------

第1 雪崩災害の防止活動

村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

なお、独居老人及び高齢者世帯等、要支援者世帯の雪下ろしについては、消防団等の協力を得ながら実施する。

村は、雪崩の発生するおそれのある危険個所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

第2 道路交通の確保

道路管理者は、冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

第3 雪崩災害発生後の活動

村は、雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

第4 応援要請

村は、応急活動の実施が困難な場合には、他市町村または県へ応援を要請する。他市町村から応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第31章 林野火災

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	農林班・消防本部・消防団・県
------	----------------

第1 情報の収集・連絡

1 県への連絡

村は、村内において大規模な林野火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

2 林野火災防御図の使用

情報連絡にあたっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、村が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

村は、林野火災対応の中核として、全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

村災害対策本部が設置された場合には、後方支援本部の業務は村災害対策本部が行う。

第3 消火・避難活動

1 消火活動

林野火災が発生した場合、村は速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

2 住民の避難誘導等

村は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

3 立入禁止区域を設定

真庭警察署は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

第4 交通の確保・緊急輸送

村は、大規模な林野火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

第5 救助・救急活動

消防本部は、林野火災による人的被害が発生した場合、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、集団事故災害対策により活動を実施する。

第6 消防ヘリの要請と運用

村は、林野火災の拡大が予想されるとき、または延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めたときは、消防ヘリを要請する。

消防ヘリによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

消防ヘリを要請する場合、県（消防保安課）を経由してヘリ所有自治体へ要請する。消防ヘリの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

第7 応援協力関係

1 他市町村への応援

村は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請または応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。また、市町村で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県またはその他の関係機関に確保を要請する。

2 広域的な運用

村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合、市町村あるいは都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

3 県の応援協力

県は、大規模な林野火災の発生した場合には、市町村の求めにより国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

火災の規模または被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合には、速やかに協力・派遣を要請する。

第4編 災害応急対策計画 その他災害対策編

第1章 道路災害対策

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

実施機関	危機管理班・建設班・維持管理班・消防本部・消防団・道路管理者 ・ライフライン事業者・真庭警察署
------	--

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者及び関係機関は、発災後、速やかに必要な体制をとり、被害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

村及び県は、早急に被害状況を把握し、救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。また、道路管理者は、村の要請を受けた場合、救助・救出活動に協力する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村及び県は、必要に応じて民間事業者に要請し、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

第4 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等の道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

道路管理者は、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

真庭警察署は、被災現場及び周辺地域及びその他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講ずる。

第 5 災害復旧への備え及び再発防止

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 6 応援協力要請

村は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

真庭警察署は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講ずることができない場合、岡山県警備業協会に協力を要請する。

応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2章 航空機事故災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・真庭警察署・大阪航空局 航空運送事業者・関係機関
-------------	--

第1 大阪航空局の措置

岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合、情報を収集し、大阪航空局へ伝達を行う。また、航空機事故が発生したことを自ら知ったとき、又は発見者から通報を受けたときは、大阪空港事務所に通報する。大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

第2 村の措置

村は、航空機事故の発生を知った場合、発見者等からの通報を受けた場合、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。

村は、必要に応じ防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施するとともに、死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

災害の規模が大きく村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第3 真庭警察署の措置

墜落現場が不明の場合、航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、警察は、情報収集にあたりとともに、警察ヘリコプター等を活用し捜索活動を実施する。

航空災害が発生した場合、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。また、航空機の墜落現場の検索にあたっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

第4 航空運送事業者の措置

事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態または事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡し、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。

事業者は、発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制を取る。

第5 応援協力要請

防災関係機関は、村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第4章 危険物等災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、または爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を講ずる。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・真庭警察署・危険物施設の管理者
-------------	--------------------------------

第1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、所有者、管理者、占有者は、次の措置を講ずる。

- ・施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講ずる。
- ・真庭警察署及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
- ・自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- ・消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
- ・事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
- ・事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
- ・事業者は、消防機関、真庭警察署等と緊密な連携の確保に努める。
- ・事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- ・大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は防除措置を講ずる。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第2 真庭警察署の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、真庭警察署は、次の措置を講ずる。

- ・情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- ・被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- ・必要に応じ、流出した危険物等の防除活動等を行う。
- ・交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第3 村の措置

危険物施設において、被害が発生した場合、村は、次の措置を講ずる。

- ・県へ災害発生について、直ちに通報する。
- ・危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- ・村は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ・消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- ・火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- ・さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ・村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

第4 危険物等積載車両

危険物等積載車両において、事故等が発生した場合、危険物等輸送事業者、真庭警察署及び村は、上記と同様な措置を講ずる。

第5 応援協力要請

防災関係機関及び関係企業等は、村、県、災害発生企業から応援の要請等を受けた場合、積極的に協力して消火活動等を実施し、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したとき、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第5章 高圧ガス災害対策

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、または爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・真庭警察署・高圧ガス施設等事業者
-------------	---------------------------------

第1 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

事業者は、施設が危険な状態になった場合、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移動、放出し、充てん容器が危険な状態となった場合、直ちに安全な場所に移動、水（地）中に埋める等の応急措置を講ずる。

災害が発生した場合、事業者は、県・真庭警察署及び村の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。さらに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、被害の拡大の防止のための必要な措置を講ずる。

事業者は、消防機関・真庭警察署等との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 真庭警察署の措置

真庭警察署は、情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行うとともに、被災地、避難場所、危険箇所等の警戒、避難路等の確保、被災者等の救出救助、必要に応じて流出した危険物等の防除活動等を行う。

また、交通秩序、通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

第3 村の措置

村は、被害の及ぶおそれのある地域住民に対し、被害状況を周知するとともに、必要な場合は警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、または一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、必要に応じ流出した危険物等の防除活動等を行うとともに、施設等の所有者、管理者、占有者等に対し、流出防止措置について指導する。

第4 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、真庭警察署、県、中国四国産業保安監督部及び村は、それぞれ石油類等施設の場合に準じた措置を講ずる。

第5 応援協力要請

防災関係機関及び関係企業等は、村、県、災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

村は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したとき、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第6章 火薬類災害対策

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・真庭警察署
	火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者・火薬類輸送事業者

第1 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者の措置

火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者は、施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。

火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

県・真庭警察署及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

また、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずるとともに、消防機関・真庭警察署等との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 火薬類輸送事業者の措置

「第1 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者の措置」に準じた措置を講ずる。

第3 村の措置

県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接消防庁へも連絡する。

火薬類の所有者・占有者等に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この章のほか、第9章集団事故災害対策により活動を実施する。

第4 応援協力体制

防災関係機関及び関係企業等は、村又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

村は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第7章 放射性物質災害対策

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により被害が発生し、または発生するおそれがある場合、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・真庭警察署・放射性物質の取扱事業者
-------------	----------------------------------

第1 放射性物質の取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等の措置

事故が発生し、その影響が周辺地域に及びまたは及ぶおそれがある場合で、原子炉等規制法または放射線障害防止法等の適用を受ける場合、事業者等は、関係法令に定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。放射性物質の発見等は、直ちに関係機関へ通報する。

また、放射性物質の取扱事業者等は、保安規定に基づき、次の措置を講じる。

- ・消火その他事故鎮静化措置
- ・立入制限区域の設定による被ばくの防止
- ・放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止または汚染拡大の防止
- ・放射線に被ばくした者の救護及び除染
- ・その他放射線障害の防止に必要な措置

第2 村の措置

村長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。なお、実施が困難な場合、県、他の地方公共団体に措置の実施、実施に要する人員及び資機材について応援を要請する。

- ・事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- ・事故の態様に応じた避難の指示等
- ・事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- ・被ばく者の救助等
- ・汚染の拡大防止及び除染
- ・地域住民等に対する広報

第 3 真庭警察署の措置

真庭警察署は、放射性物質に起因する事故が発生し、または発生するおそれがある場合、次の措置を講ずる。

- ・放射性物質事故情報の収集とその活用
- ・被災者等の救出及び屋内退避の措置
- ・被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導
- ・警戒区域の設定による立入制限または立入禁止措置
- ・迂回路の設定等必要な交通規制

第 4 事故復旧対策

村、県及び関係機関は、放射性物質による事故に係る風評被害が生じた場合、影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策を行う。

第8章 有害ガス等災害対策

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙または特定物質あるいは有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあるので、直ちにその被害の拡大防止及び施設の復旧措置を講ずる。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・特定施設等の設置者
-------------	--------------------------

第1 特定施設等の設置者の措置

特定施設等の設置者は、事故が発生した場合、応急の措置の実施、事故の速やかな復旧に努めるとともに、村長または知事に事故発生を通報し、必要に応じて付近の住民の避難に必要な措置を行う。なお、村長または知事の措置があった場合は、これに従う。

第2 村の措置

村長は、有害ガス等が大気中に多量に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、当該地域住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告、指示等により人身への被害を防止する。

第3 応援協力要請

防災機関及び特定事業所等は、村または県若しくは災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大または再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第9章 集団事故災害対策

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

実施機関	総務企画課・消防本部・消防団・各施設管理者・真庭警察署
-------------	-----------------------------

第1 総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、村長は、総合救急対策本部を設置する。

村長は、自らまたは適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部の総合的な調整にあたらせる。

なお、総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

第2 総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

- ・災害現場での救出
- ・現場付近での応急手当
- ・負傷者の分類
- ・収容医療施設の指示
- ・医療施設への搬送
- ・死体の処理

第3 総合的応急体制の組織

総合救急対策本部は、各機関の現地責任者により構成され、総合調整班、庶務班、資材班により活動を行う。

■活動組織の構成機関等

村長・消防長・消防団長・真庭警察署長・空港出張所長（航空機事故の場合）・ 地元医療機関代表・保健所長・事故発生責任者（企業体等）代表・施設管理者・ 学識経験者

■活動組織の主な機能

組織	主な機能
総合救急対策本部	・情報の収集 ・判断の統一 ・各機関の指揮の総合調整 ・地区外機関への応援要請の決定
総合調整班	・全般計画及び各機関の連絡調整 ・傷病者収容施設の確保
庶務班	・人員の把握 ・報道その他渉外事務
資材班	・各種資機材の補給

■実施機関

関係機関	活動区分	主な業務
消防・警察・事故関係者等	消防 警戒	・警戒区域の設定と出入規制 ・現場の危険排除 ・災害の鎮圧
警察・事故関係者等	警備 交通規制	・現場の治安、秩序の維持 ・交通規制
消防・警察・事故関係者等	救出	・傷病者の救出
消防・事故関係者等	救急搬送	・搬送車両の区分 ・救急車等による病院への搬送 ・搬送中の傷病者管理
日赤・医療機関 (救護班、医療班)	救急医療	・現場での救命医療 ・傷病者の応急措置 ・傷病者の分類 ・収容病院の指示
村・警察	死体収容	・仮安置所の設置 ・死体の検視（見分）及び身元確認等

第4 関係機関の措置

1 事故発生責任者(企業体等)の措置

事故発生後直ち村(消防)、真庭警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。

総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

2 村の措置

村長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、救護班に出動を命じる。総合救急対策本部を設置したときは、知事（総務部）に通報する。

事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上に特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

3 真庭市消防本部、真庭警察署等の措置

通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに村長に通報するとともに所定の応急活動を実施する。総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

4 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

村長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

第5 応援協力要請

村長は、村の区域において、救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置する。協議会は、村の区域の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、総合救急訓練等を実施し、常に緊密な体制を維持する。

関係機関は、村の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧時における役割

復旧・復興時の対策は、社会基盤の復旧にとどまらず、住宅の再建、雇用の確保、心のケアなど、被災住民の生活等地域再建のための全てに及ぶものであり、政策的に幅広く、複雑かつ多岐にわたるため、地域の再建を図る上で、あらかじめ基本的な役割について下記のとおり規定する。

村及び県の役割

村及び県は、大規模の災害が発生したときは、村民の参画を図りながら、公共施設の復旧、被災者の生活の再建、経済の復興等について定めた計画を策定するよう努める。また、被災者の意向を踏まえるとともに、県その他の関係機関と連携し、復旧・復興対策の円滑な実施に努める。

村民の役割

村民は自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識したうえで、互いに協力し、県、村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努める。また、村民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において家具等を再利用することなどにより、廃棄物の発生を抑制するよう努める。

自主防災組織の役割

自主防災組織は復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努める。

事業者の役割

事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続または中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、村等と連携し地域経済の復興に貢献するよう努める。また、生活に必要不可欠な、水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は情報の共有を図り、互いに協力しながら施設の速やかな復旧に努める。

防災ボランティアの役割

防災ボランティアは復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努める。

第2章 公共施設等の復旧・復興

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。このため、復旧計画の策定にあたっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

実施機関	全課
------	----

第1 基本方向の決定

村及び県は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等旧にあたっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

第2 迅速な復旧事業計画の作成

村及び県は、公共施設等の復旧にあたっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

第3 さらに災害に強いまちづくり計画の作成

村及び県は、公共施設等の復旧にあたっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する必要があると判断した場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供し、できるだけ速やかに計画を作成する。

第4 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業
 - ・河川災害復旧事業
 - ・砂防設備災害復旧事業
 - ・林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ・地すべり防止施設災害復旧事業
 - ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

- ・道路災害復旧事業
- ・下水道災害復旧事業
- ・公園災害復旧事業
- 農林水産業施設災害復旧事業
- 都市災害復旧事業
- 水道災害復旧事業
- 住宅災害復旧事業
- 社会福祉施設災害復旧事業
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 学校教育施設災害復旧事業
- 社会教育施設災害復旧事業
- その他の災害復旧事業

第3章 激甚災害の指定

甚大かつ広範囲に及ぶ被害に対して、早急な復旧を図るためには、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）に基づく多方面に及ぶ国の支援が不可欠である。そのため、早期指定に向け、各種情報の提供、必要な手続きを行う。

実施機関	全課
------	----

第1 激甚災害の種別

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局地激甚災害」がある。

第2 被害情報の収集・報告

村は、県が国に対して激甚災害の指定を受けるための被害状況の報告が速やかに行われるよう、村内の被害状況について収集、調査、とりまとめを行い、県に報告する。

第3 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられ、その対象は次のとおりとなっており、村及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設災害関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅等災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ・障害者援護施設等災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業

- ・堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ・湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

農林水産業に関する特別の助成は次のとおりである。

- ・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・湛水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に対する特別の助成

中小企業に対する特別の助成は次のとおりである。

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

4 その他の財政援助措置

その他の財政援助措置は次のとおりである。

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ・母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- ・水防資機材費の補助の特例
- ・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ・公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4章 災害復旧事業に伴う財政援助・助成

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課建設課・住民福祉課・教育委員会
-------------	----------------------------

第1 法律

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する法律は次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第2 要綱等

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する要綱は次のとおりである。

- ・公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ・簡易水道施設災害復旧費補助

第5章 災害復旧事業に必要な融資等

災害により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、村、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・消防本部・社会福祉協議会
-------------	--------------------------

第1 個人被災者への融資等

災害により被害を受けた個人の生活の安定のため、村、県及び関係機関は、生活支援策を実施する。

■個人被災者への融資等

融資等	主体	内容
災害弔慰金の支給	村	災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	村	災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
被災者生活再建支援金	県	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
災害援護資金の貸付	村	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸付ける。
生活福祉資金の貸付	県	災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金を貸付ける。
母子福祉資金の貸付	県・村	災害により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、母子福祉資金を貸付ける。
公的負担の免除等	県・村	被災状況等に応じ、税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講じる。
り災証明の交付	村	各種支援策が早期に実施できるよう、り災証明の交付体制を確立し、被災者に対してり災証明を交付する。
被災者への広報	村	被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

第2 中小企業への融資等

被災した中小企業者の再建を促進するため、(株)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金の貸付けにより施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう村及び県は次の措置を実施する。

- ・ 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- ・ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- ・ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- ・ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- ・ 村は、商工会等中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- ・ 県に対し、岡山県中小企業支援資金優勢制度（経済変動対策資金）による貸付けを優先的に行うよう要請する。

第3 農林漁業関係への融資等

災害により被害を受けた農林漁業者または農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に県、村は次の措置を実施する。

- ・ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- ・ 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。
- ・ 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

第4 住宅関係融資等

村及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震等により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

- ・ 災害復興住宅資金
- ・ 地すべり等関連住宅資金
- ・ 宅地防災工事資金
- ・ 産業労働者住宅資金
- ・ マイホーム新築資金
- ・ リフォームローン

平成 28 年 3 月

新庄村防災会議